
(仮称) 第3期みやぎ建設産業振興プラン

[中間案]

令和2年12月

宮城県

(仮称) 第3期みやぎ建設産業振興プラン

目次

はじめに	P 1
1 趣旨・経過	
2 位置付け	
3 推進期間	
4 対象者	
5 推進方策	
第1章 本県の建設産業を取り巻く現状	P 2
第1節 社会環境の現状	P 2
1 宮城県の将来の人口（2015年⇒2045年）	
2 県内総生産の推移	
3 社会資本の状況	
4 自然災害の発生状況	
第2節 建設産業の現状	P 4
1 建設投資額と建設業許可業者数	
2 東北6県との比較（建設投資額と建設業許可業者数）	
3 建設業の経営状況	
4 建設業就業者等の現状	
第3節 新・担い手3法の成立等	P 10
1 新・担い手3法の成立等	
2 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書	
第2章 新・みやぎ建設産業振興プランの検証	P 12
第3章 課題及び方向性	P 20
第4章 基本理念及び基本目標	P 21
第1節 基本理念	
第2節 基本目標及び数値目標	
第3節 推進体制	
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	
第5章 各基本目標を推進する施策	P 24
第1節 施策体系	
第2節 基本目標1「担い手確保・育成」を推進する施策	
第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策	
第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策	
第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策	

はじめに

1 趣旨・経過

建設産業は、社会資本の整備や維持管理を担い、頻発する自然災害への緊急対応など県民が安全で安心できる生活を営む上で、必要不可欠な役割を担うとともに、地域の雇用・経済を支える重要な産業となっている。

平成23年3月に東日本大震災が発生し、震災復旧・復興事業の公共投資の拡大を背景に、利益率の改善や倒産件数の減少など、県内建設業の経営環境は好調を維持してきた。

しかし、その一方で、全国的な人口減少・少子高齢化に伴い、建設業においても、就業者の高齢化や若手技術者・技能者の減少など担い手不足が一層深刻化しており、加えて震災復興後には公共投資額が震災前の水準まで減少することが想定されている。県では、そのような中で平成28年3月に、震災後を見据えた「新・みやぎ建設産業振興プラン」（以下「前プラン」という。）（平成28年度～令和2年度）を策定し、様々な施策に取り組んできた。

国においては、令和元年度に働き方改革関連法や「新・担い手3法」が施行され、建設業の担い手の中長期的な確保・育成のための具体的措置が規定された。

県としては、このような国の動向や震災復興後の厳しい経営環境下においても、質の高い社会資本の整備や適切な機能維持、災害対応など地域貢献の役割が期待される建設業を、将来に亘って維持・発展させていくために、産学官が連携して効果的、体系的に支援していくための施策を盛り込んだ新たな「みやぎ建設産業振興プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものである。

2 位置付け

本プランは、県政運営の基本的な指針となる総合計画「新・宮城の将来ビジョン」（以下「新ビジョン」という。）と、その分野別計画の「新・土木建築行政推進計画」（以下「新土木部計画」という。）を上位計画とする、本県建設産業の振興に係る個別計画である。

3 推進期間

令和3年度から令和6年度までの4箇年とする。

4 推進方策

本プランの推進に当たっては、建設業関係団体と学識経験者及び行政の委員からなる「みやぎ建設産業振興プラン推進連絡会議」を開催し、具体的な指標を共有しながら、取組状況の確認、効果検証、改善検討などを行い、施策の着実な実施を図っていくこととする。

第1章 本県の建設産業を取り巻く現状

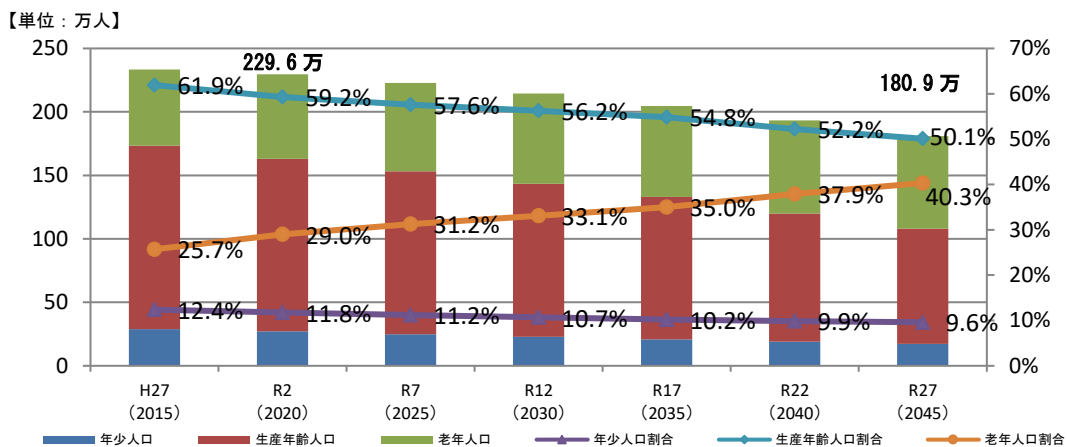
第1節 社会環境の現状

1 宮城県の将来の人口（2015年⇒2045年）

“少子高齢化・人口減少の進展”

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27（2045）年の宮城県の人口は、約180万9千人になると見込まれている。
- 生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、今後更に減少するが、老年人口（65歳以上）は増加し、令和27（2045）年の高齢化率は40.3%に達すると見込まれている。

【図1】宮城県の将来の人口



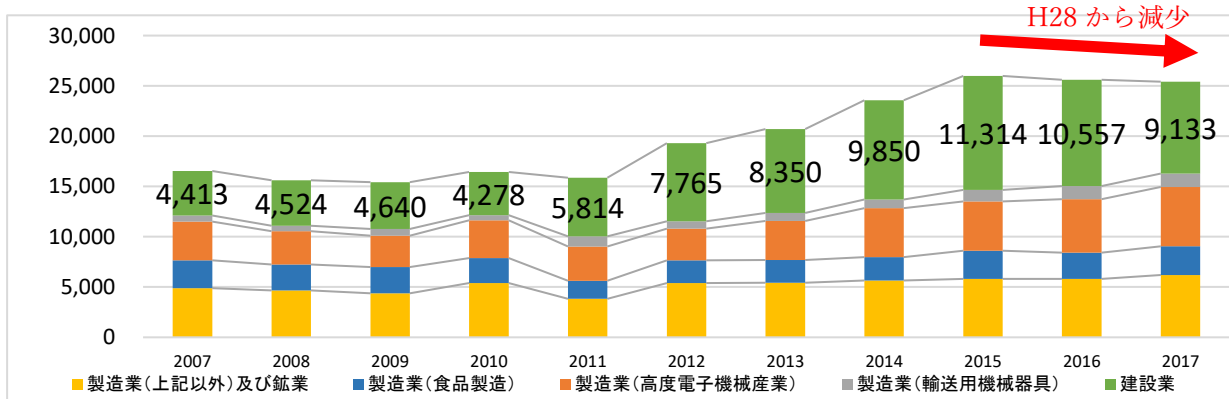
(出典)「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

2 県内総生産の推移

“復興需要のピークアウト”

- 第二次産業における業種別の県内総生産の推移を見ると、建設業や高度電子化機械産業、輸送用機械器具が大きく増加し、県内総生産の押し上げに寄与した。
- 一方で、建設業においては、2016（平成28）年から前年値よりも少なくなっており、復興需要がピークアウトしつつあることが推測される。

【図2】第二次産業における県内総生産（名目）の推移



(出典)平成29年度宮城県民経済計算年次推計-みやぎの経済のすがた2017- (県統計課)

3 自然災害の発生状況

“頻発化・大規模化・多様化する自然災害”

- 近年、全国各地で台風等による自然災害が、頻発化・大規模化・多様化しており、甚大な被害が発生している。
- 本県においても、2011（平成23）年の東日本大震災をはじめ、2015（平成27）年の関東東北豪雨や、2019（令和元）年の東日本台風など、今後も大規模地震や集中豪雨による自然災害に対する備えが必要となる。

【図3】近年の大規模自然災害の発生状況



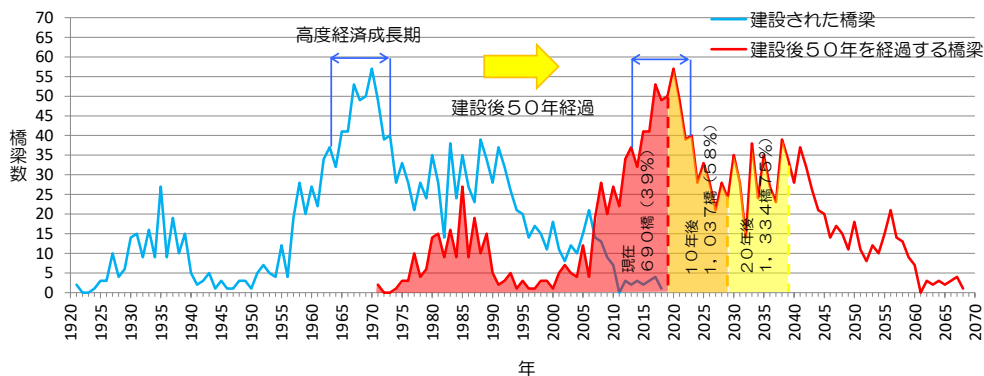
（出典）「国土交通白書 2020」（国土交通省）を宮城県が一部加工

4 社会資本の状況

“加速化するインフラの老朽化”

- 県が管理する橋梁1,789橋のうち、完成後50年を超えるいわゆる高齢化橋梁の割合は、2019（平成31）年3月現在で約39%，10年後には約58%，20年後には約75%まで上昇する。
- 今後、加速化する社会資本の老朽化対策が大きな課題となる。

【図4】完成年度別の県管理橋梁数



（出典）宮城県第3次橋梁長寿命化計画（平成30年度改定）（県道路課）

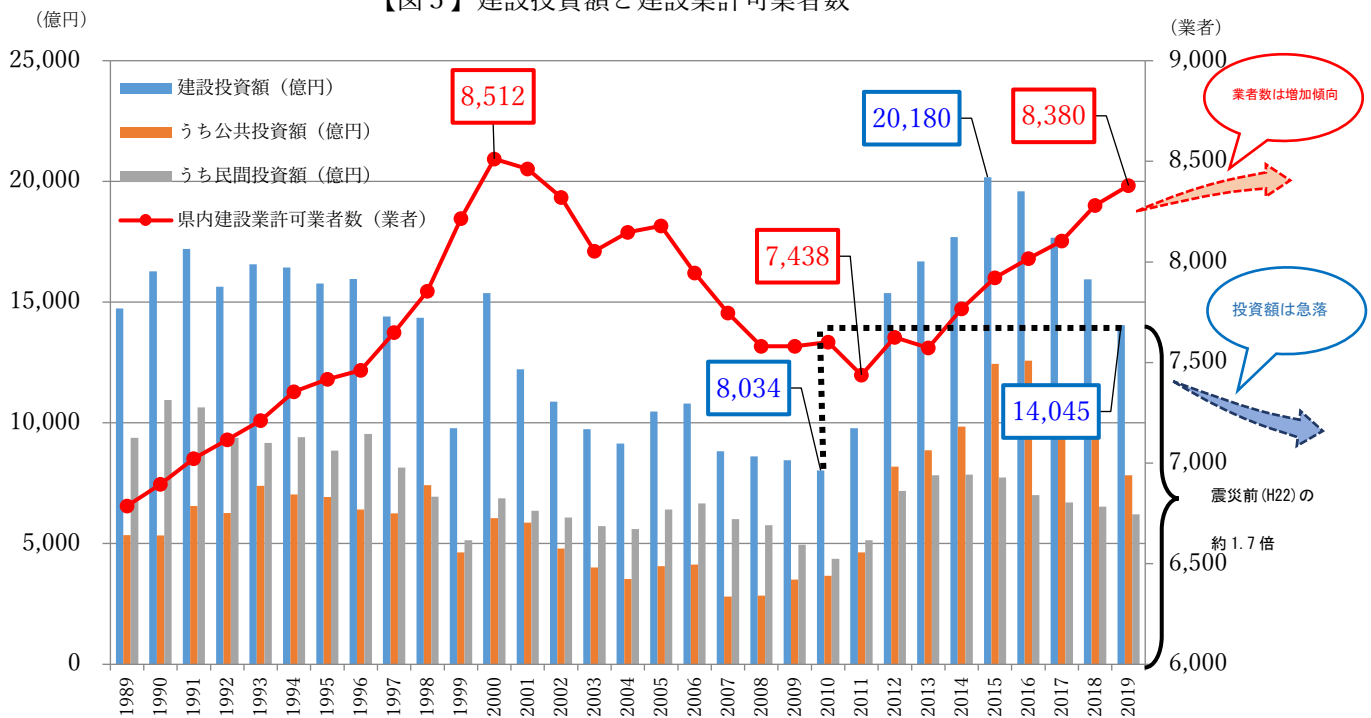
第2節 建設産業の現状

1 建設投資額と建設業許可事業者数

“建設投資額は震災前と比較して今なお約1.7倍”

- 震災前の本県の建設投資額（建設工事出来高）は、2010（平成22）年度に約8,034億円まで減少したが、震災後の復旧・復興工事の発注に伴い、2015（平成27）年度には約2兆180億円まで増加した。その後減少に転じたが、今なお高い水準にあり、2019（令和元）年度においては、震災前の約1.7倍にあたる約1兆4,045億円となっている。
- 県内建設業許可事業者数（県内本店大臣許可含む）は、2000（平成12）年の8,512社をピークとして、2011（平成23）年には約13%減の7,438社となったが、その後増加に転じ、2019（平成31）年には8,380社となっている。

【図5】建設投資額と建設業許可業者数



（出典）建設投資額は「建設総合統計」（国土交通省）

建設業許可業者数は「建設業許可業者調査の結果について（建設許可業者の現況）」（同）

なお、建設業許可業者数については、各年3月末時点の数値を掲載

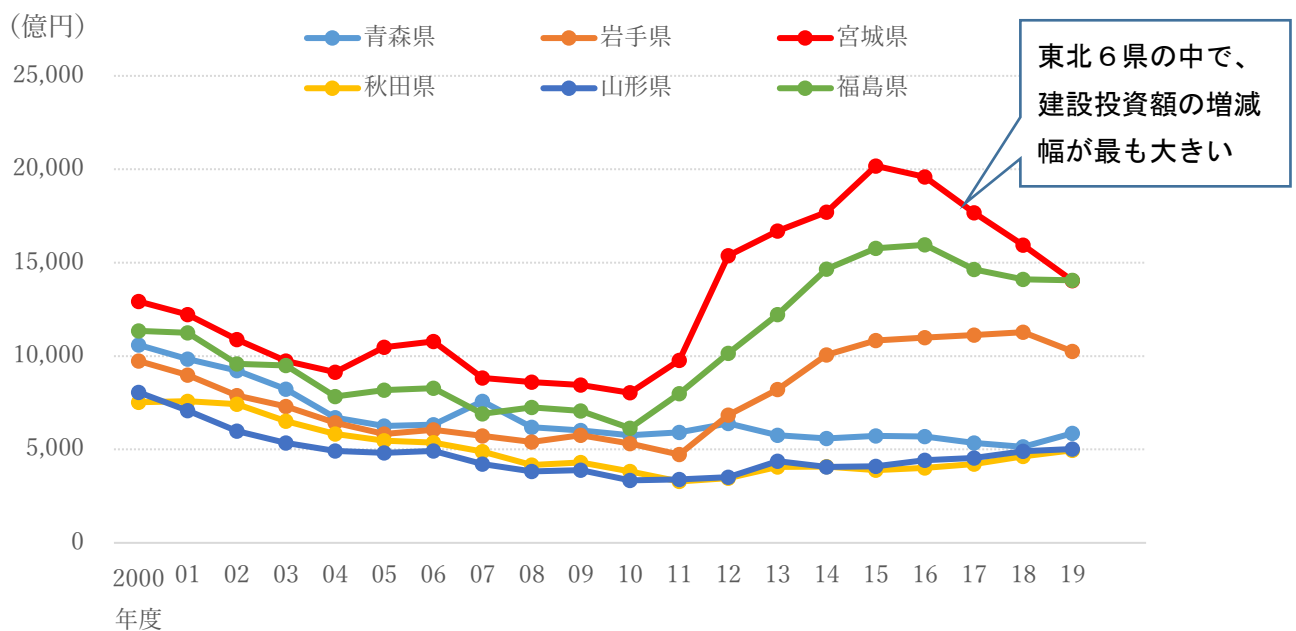
2 東北6県との比較（建設投資額と建設業許可業者数）

“震災後の建設投資額は、東北6県の中で本県の増減幅が最も大きい”

“建設業許可業者数は、東北6県の中で本県のみ増加傾向が継続”

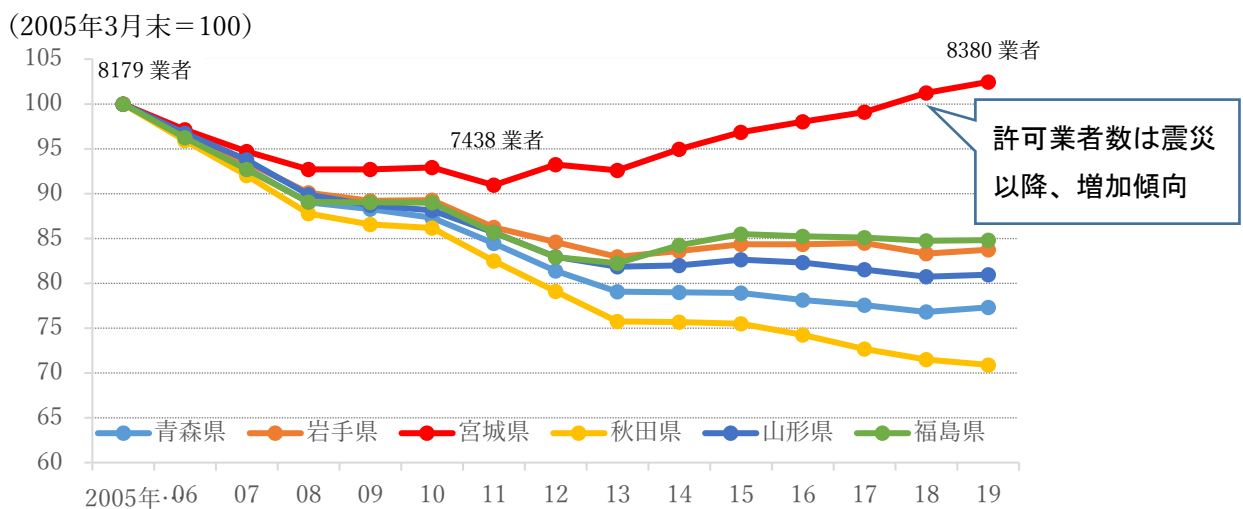
- 東日本大震災の被災3県では、震災後に建設投資額が大幅に増加したが、2015（平成27）年度をピークに減少に転じている。その中で、本県の増減幅が最も大きい。
- 東北各県の建設業許可業者数（県内本店大臣含む）は、横ばい又は減少傾向にあるが、本県では、震災を機に増加傾向が継続している。

【図6】東北6県の建設投資額の推移



(出典)「建設総合統計」(国土交通省)

【図7】東北6県の建設許可業者数の推移（平成17年度=100）



(出典)「建設総合統計」(国土交通省)

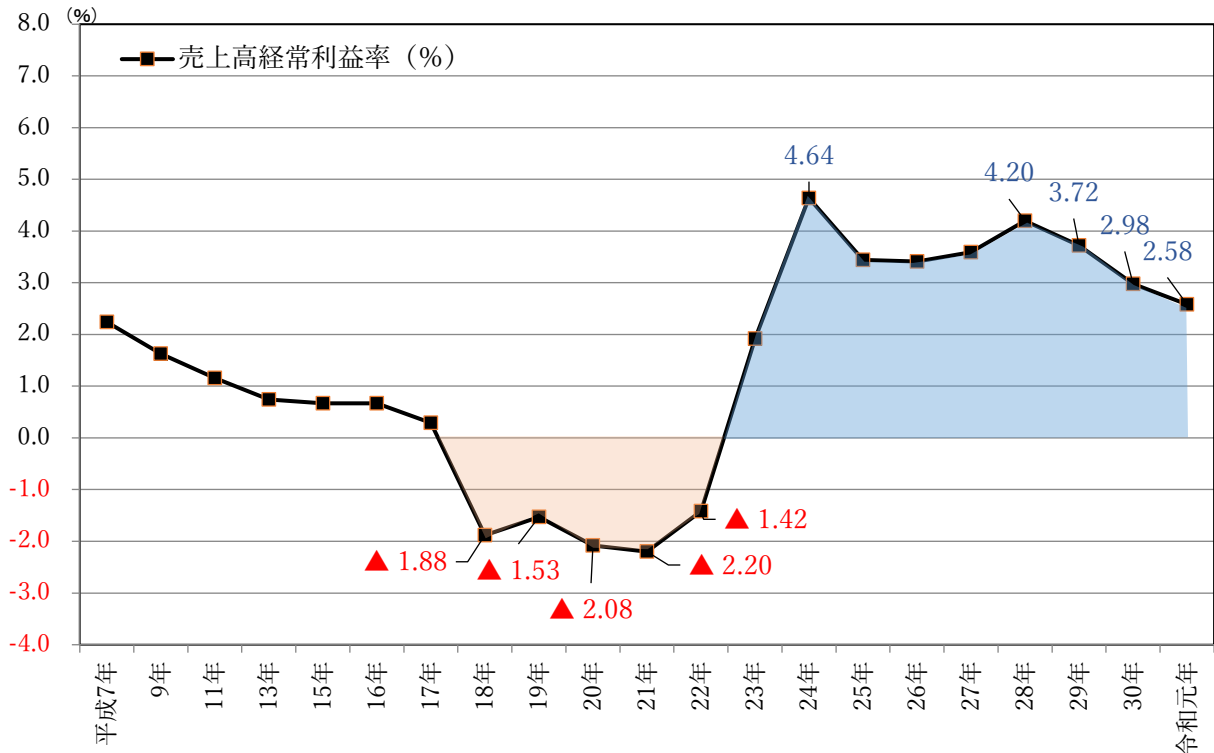
3 建設業の経営状況

(1) 建設業における売上高経常利益率

“震災後の復旧・復興事業を背景に利益率が改善”

- 震災前の5年間はマイナスの利益率であったが、震災以降は大きく改善した。
- 平成24年をピークとして、復興係数の導入など様々な施工確保対策を講じたこともありプラスの利益率で推移しているが、平成29年から降下が続いている。

【図8】建設業における売上高経常利益率の推移



(出典)「建設業の財務統計指標」(東日本建設業保証株式会社)から作成

※「売上高経常利益率」について

売上高に対して、どれだけの経常的な利益を上げたかを表している。財務力を含めた総合的な収益力を表す比率。

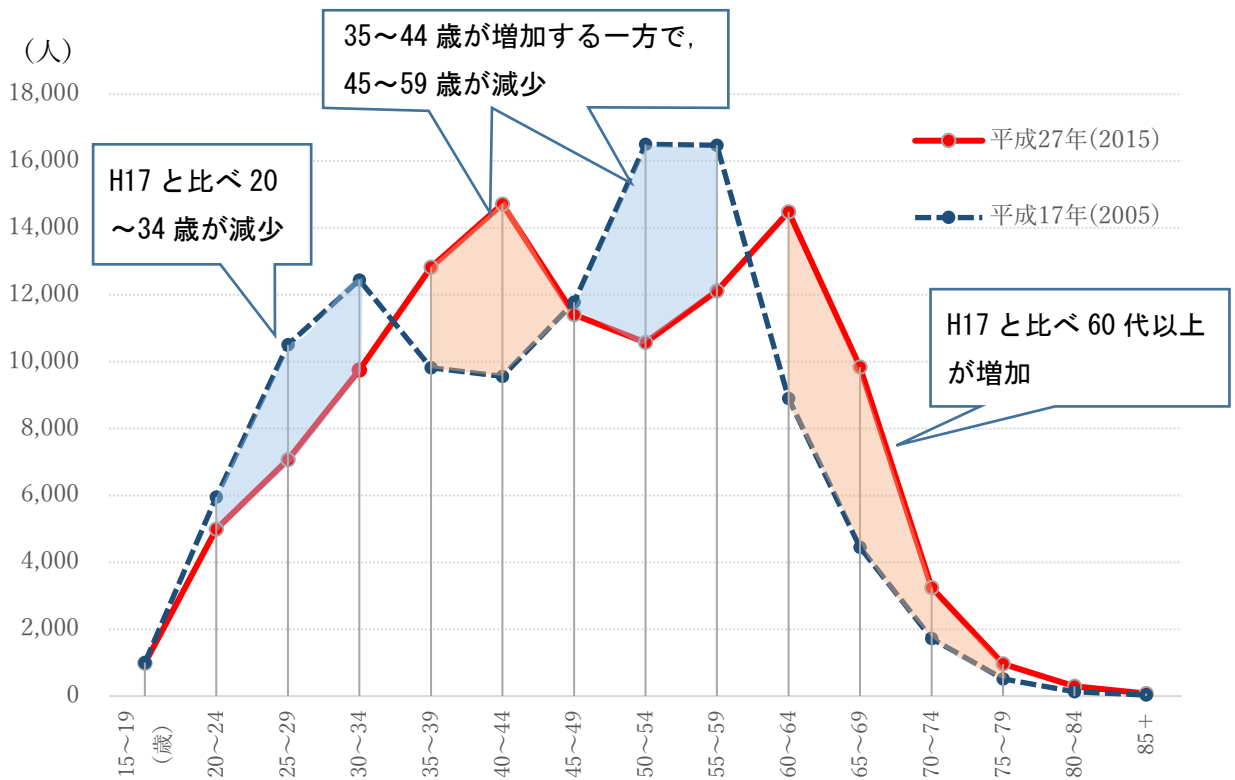
4 建設業就業者等の現状

(1) 就業者数の年齢構成

“若者の入職が少なく高齢化が進展”

- 平成17年と平成27年を比較すると、若者（20～34歳）が減少し、60歳以上が増加しており、全体的に高齢化が進んでいる。

【図9】宮城県の建設業就業者数の年齢構成



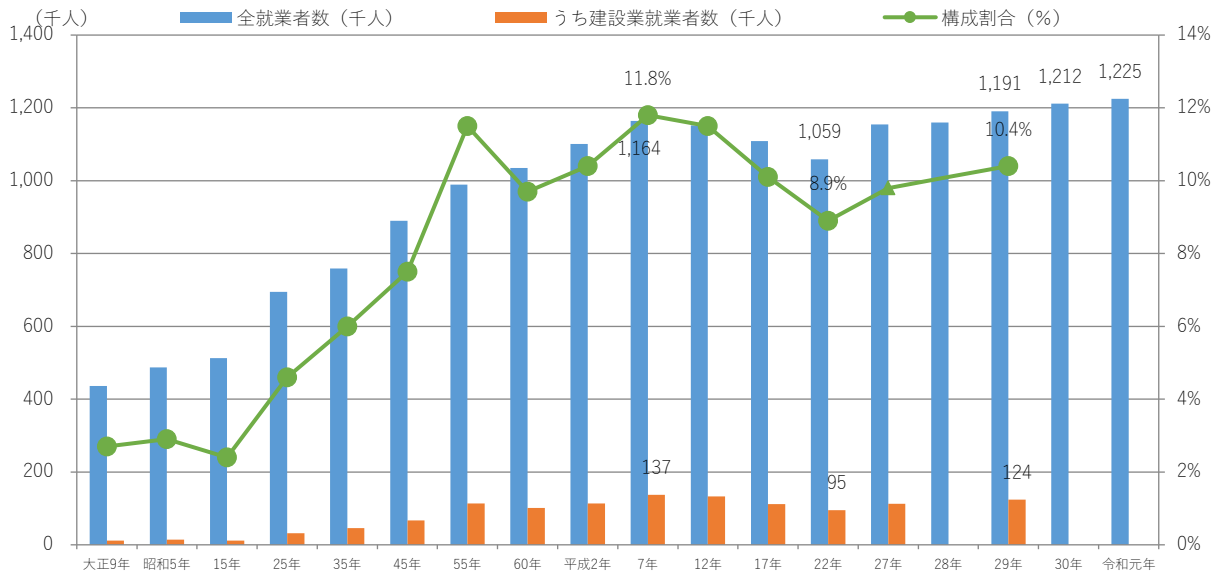
(出典)「国勢調査」(総務省)

(2) 建設業就業者数の全就業者数に占める割合

“震災復興需要により、建設業就業者の全就業者数に占める割合が増加”

- 本県における建設業就業者数は、平成7年の約13.7万人をピークに徐々に減少し、震災前の平成22年においては、約9.5万人となったが、平成29年には、震災復興需要等により、約12.4万人まで増加した。
- 全就業者に対する建設業就業者の構成割合についても、平成7年の11.8%をピークに就業者数の減少割合を上回るペースで減少し、平成22年においては、8.9%となったが、平成29年には、震災復興需要等により10.4%まで増加した。

【図10】建設業就業者数と全就業者数に占める割合



(出典) 平成27年までは「国勢調査」(総務省)、平成28年以降の全就業者数は「労働力調査」(同)、平成29年以降の建設業就業者数は「平成29年就業構造基本調査」(同)

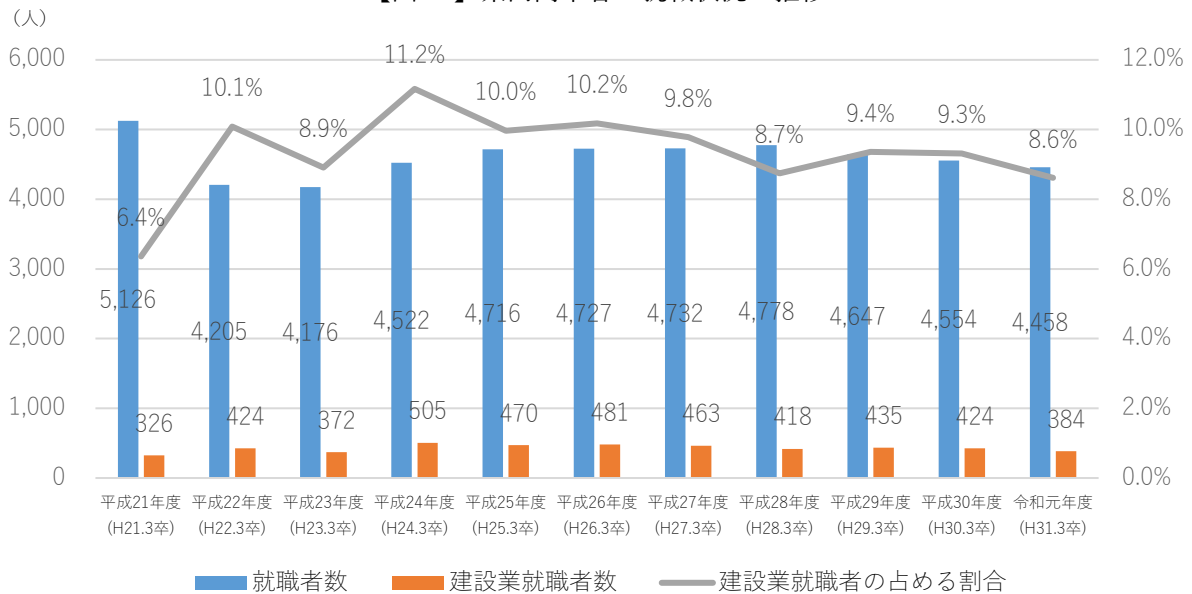
なお、平成28年、平成30年、令和元年の建設業就業者数については、国勢調査及び就業構造基本調査の調査年が該当しない又は公表前につき掲載なし。

(3) 建設業への新規学卒者（高校）の就職者数

“高卒者の建設業への入職者は震災後に増加するも、近年は減少傾向”

- 高等学校卒業生（新規学卒者）の建設業への入職は、震災前の平成21年度は就職者数全体の6.4%であったが、震災復興需要等により増加し平成24年度には11.2%まで増加し、その後は減少傾向に転じている。

【図11】県内高卒者の就職状況の推移



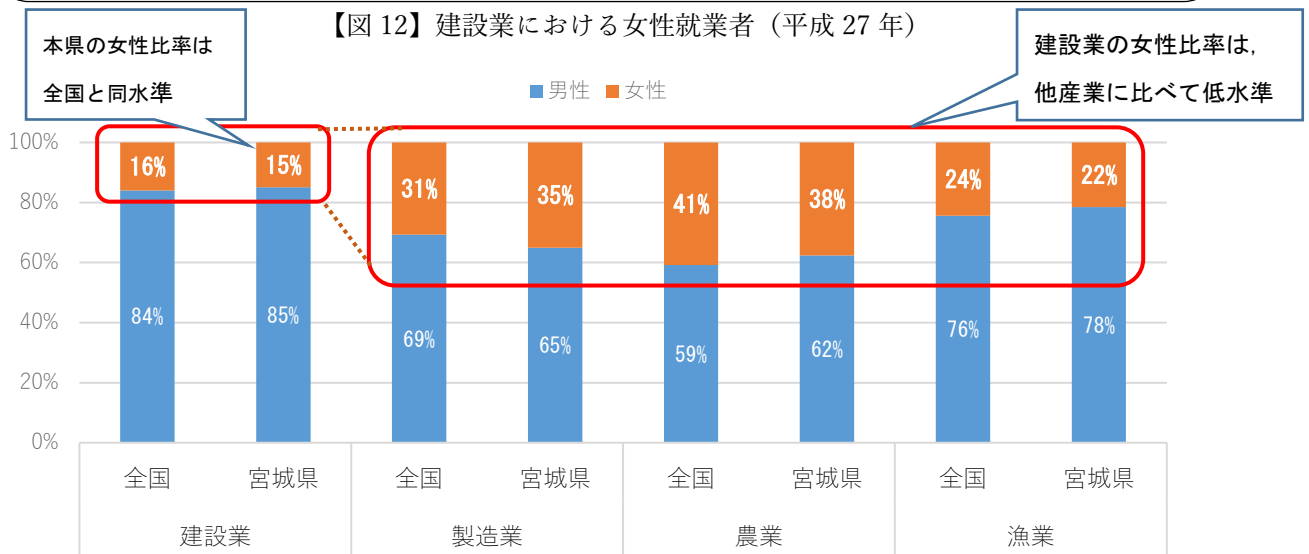
(出典)「学校基本調査結果報告書」(宮城県)

(4) 建設業における女性就業者の割合

“女性就業者の割合は他の他産業と比べると低い”

- 本県の建設業の女性比率は15%となっており、全国と同水準である。
- 一方、他産業と比べると建設業の女性比率は低く、特に製造業と比較すると半分以下と圧倒的に低い状況にある。

【図12】建設業における女性就業者（平成27年）



(出典)「国勢調査」(総務省)

第3節 新・担い手3法の成立等

1 新・担い手3法の成立

“担い手3法の成果をさらに充実させ、新たな課題へ対応”

- 国では、平成26年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な確保・育成のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られた。
- また、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待が高まる一方で、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も顕在化した。
これら新たな課題に対応し、国では、5年間の成果をさらに充実するため、令和元年6月に「新・担い手3法」として再び品確法と建設業法・入契法を改正した。

【図13】新・担い手3法 概要

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>			
<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	
建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>			

(出典) 国土交通省公表資料より抜粋

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

2 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和2年3月）

“「担い手確保」「生産性の向上」「地域力の強化」を柱とする施策の提言”

(1) 委員会の設置趣旨

「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」は、地域建設産業の今後のあり方、地域社会に様々な形で貢献する地域建設産業が将来にわたり存続するために行政や関係主体が取るべき方策を示すことを目的として、一般財団法人建設業情報管理センター(※)により、令和元年度に設置された。

(2) 宮城県建設産業の将来に向けた提言

同委員会は、今後の地域の建設産業を取り巻く環境が、労働力不足、働き方改革、ICT等の新技術、自然災害の頻発等、多様かつ深刻に変化することは確実であるとし、将来に向けて受注者サイドの建設企業と発注者サイドの行政・民間事業者が連携して、建設産業のあり方を大きく変えていく必要があると提言している。

また、その変化の方向性としては、大きく「担い手の確保」「生産性の向上」「地域力の強化」の3つをあげた上で、建設業の担い手が他産業以上の働きがい、待遇が得られ（担い手の確保）、先端技術の活用等により効率的な施工が可能となり（生産性の向上）、そして、各地域の多様性を踏まえ様々な課題に対して解決を提供できる産業として役割を担っていくこと（地域力の強化）、これらが重要であるとしている。

【図14】宮城県建設産業の将来に向けた提言

基本目標	施策	取組
担い手の確保	多様な担い手の確保	<input type="checkbox"/> 若手・中堅層の入職促進 <input type="checkbox"/> 担い手の多様化
	雇用形態・処遇改善	<input type="checkbox"/> 週休2日・月給制の実現 <input type="checkbox"/> 雇用形態の安定化・多様化 <input type="checkbox"/> 適切な処遇の確保
	労働時間の平準化	<input type="checkbox"/> 施工時期の平準化 <input type="checkbox"/> 適正な工期設定
	キャリアプランの構築支援	<input type="checkbox"/> 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 <input type="checkbox"/> 能力のレベル分けと処遇への反映
生産性の向上	人材育成	<input type="checkbox"/> 企業間連携による人材育成 <input type="checkbox"/> 外部機関の活用
	経営基盤の強化	<input type="checkbox"/> 地域優良企業等の育成・支援 <input type="checkbox"/> 中長期的な発注見通しの公表
	ICTの活用・プロセスの適正化	<input type="checkbox"/> i-Constructionの導入 <input type="checkbox"/> プロセスの適正化・RPAの導入
地域力の強化	地域維持・災害対応	<input type="checkbox"/> 多様性を踏まえた地域維持への取組 <input type="checkbox"/> 災害対応の強化
	官民連携・戦略的広報	<input type="checkbox"/> （一財）みやぎ建設総合センターの活用 <input type="checkbox"/> 戦略的広報

（出典）「地域建設産業のあり方に関する調査研究（宮城県）」報告書概要版より抜粋

（※）一般財団法人建設業情報管理センターについて

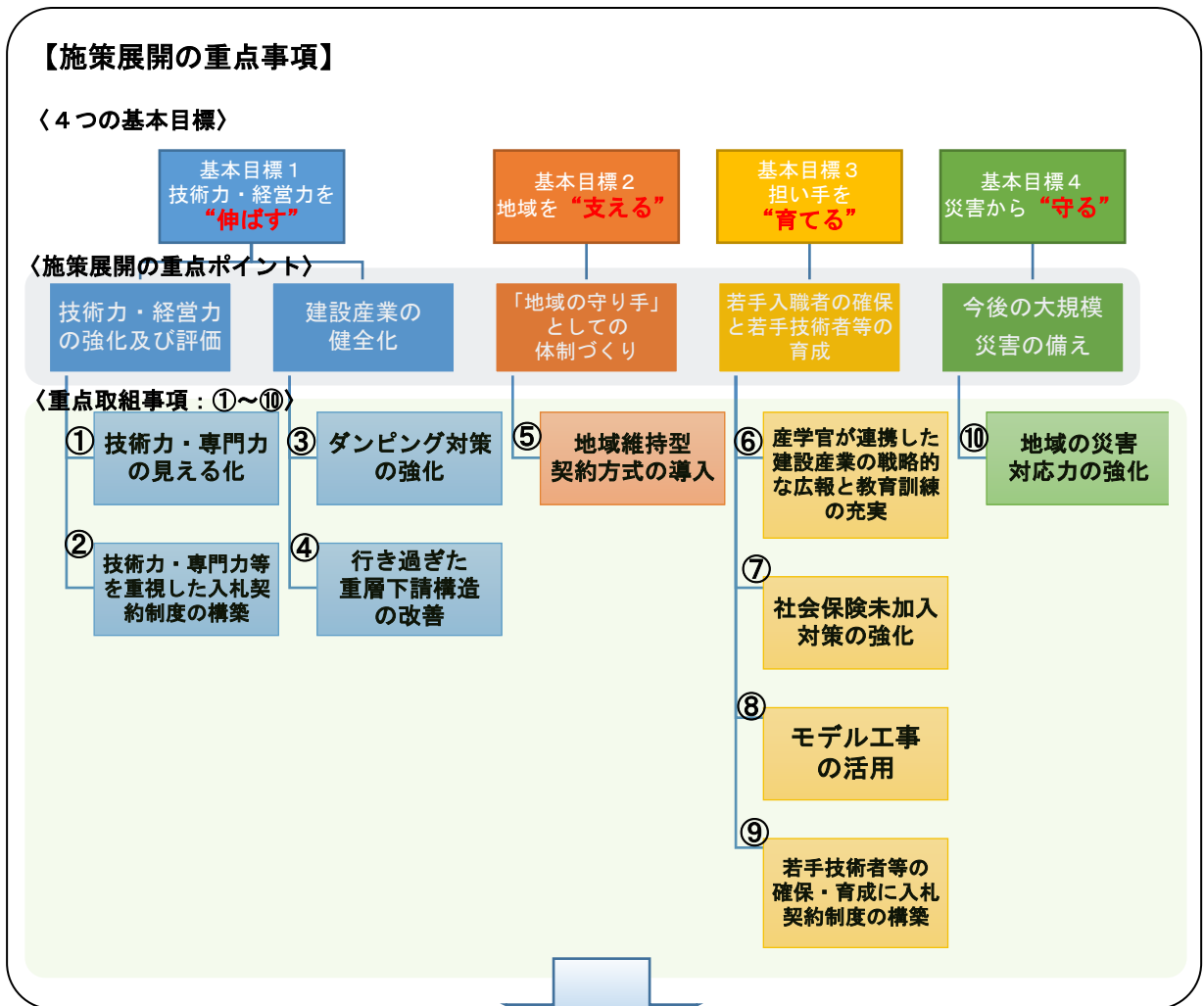
センターは、建設業の健全な発達の促進を図ることを目的に、建設業許可の膨大なデータを一元的に管理し効率的なシステム運営を行う組織として昭和62年に設立され、建設業許可情報等のデータベースを整備し行政庁への提供等を行うほか、平成22年度から毎年度、有識者から成る「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、モデル県の建設産業のあり方について分析・検討し、提言にまとめた報告書を公表している。

第2章 新・みやぎ建設産業振興プランの検証

＜新・みやぎ建設産業振興プランの概要＞

- ◆ 平成28年3月策定
- ◆ 基本理念：みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生
- ◆ 推進期間：平成28年4月から令和3年3月まで
- ◆ 策定の趣旨

震災復興後の建設投資額の大幅な縮小、就業者の高齢化と担い手不足の進行及び本格的な維持管理時代の到来並びに今後の大規模災害の備えといった、本県の建設産業が置かれる将来を見据え、産学官が連携して、経営力や技術力に優れ、またその向上を目指す建設業者を効果的、体系的に支援していくために「新・みやぎ建設産業振興プラン」を策定した。



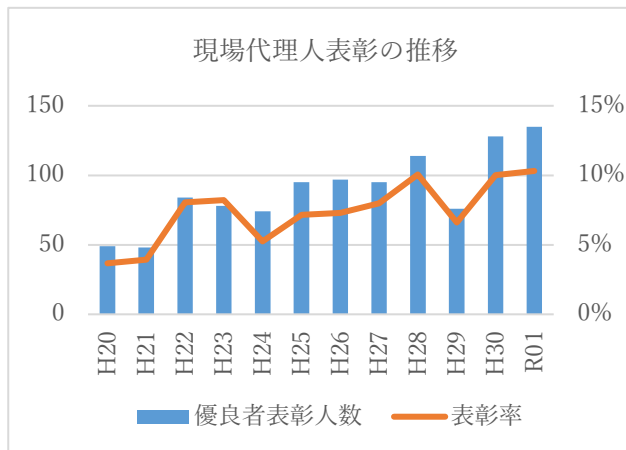
次項以降、各施策における重点取組事項①～⑩について、取組の実績・効果等の検証を行う。

1 基本目標1「技術力・経営力を『伸ばす』」に係る施策の重点取組事項の検証

施策展開の重点ポイント 技術力・経営力の強化及び評価

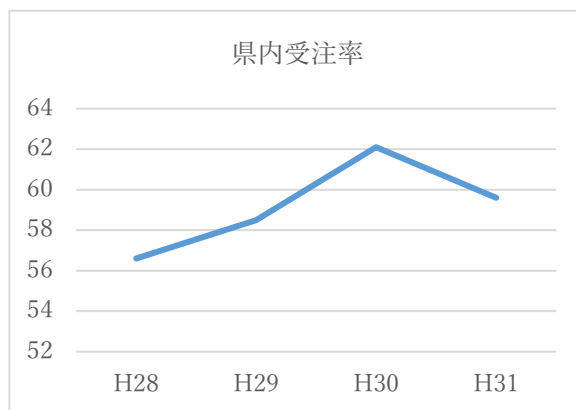
① 技術力・専門力の見える化

- ◆ 県発注工事の工事成績評定結果を平成30年度よりホームページ上で公表するとともに、県発注工事の元請企業及び現場代理人への表彰に加え、建設工事を下支えする専門工事業の専門力・技術力を見える化するため下請企業の表彰もはじめた。
- ◆ 年々表彰率が向上していることから、受賞企業からの推薦で表彰する下請企業の表彰件数も増加し、下請企業の専門技術の維持と更なる向上を図った。



② 技術力・専門力等を重視した入札契約制度の構築

- ◆ 最新の技術や働き方改革の推進を促すため、総合評価落札方式において、平成29年度に地元企業を優先する地理的条件の評価項目に加え、ICT施工等の活用、週休2日実施に関する評価項目を追加した。
- ◆ 地元優先や、ICT施工等の取組を強化したことにより、全国区での入札における受注率は増加傾向になっている。

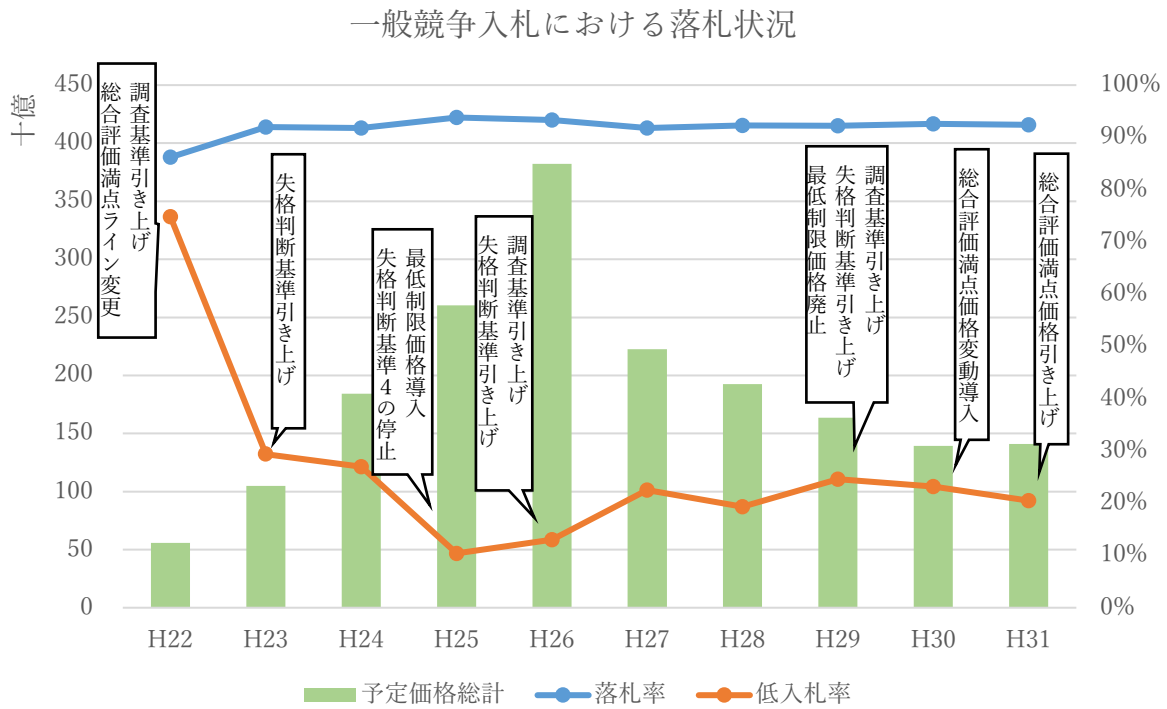


評価の視点	評価項目	H28		H29.4改正		H30.4改正		H31.4改正		R2.4改正		備考
		評価点		評価点		評価点		評価点		評価点		
企業評価	同種工事の経験(過去10年間)	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		【企業評価】 ・地理的条件の追加 (工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在等) ・管内での実績を評価
	工事成績評定(過去5年間の平均)	0.750		1.000		1.000		1.000		1.000		
	優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	1.500	3点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	2.000	6点	
	ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.375		0.500		0.500		0.500		0.500		
技術力	地理的条件	-		2.000		2.000		2.000		2.000		
	同種工事の経験(過去10年間)	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000		【技術者評価】 ・管内での実績を評価
工事成績評定(過去2年間の最高評点)	2.000		3.000		3.000		3.000		3.000			
宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	2.000	5点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	8点	3.000	9点		
継続教育(CPD)の取組状況	0.500		1.000		1.000		1.000		1.000			
生産性向上	ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	-		-		-		-		1.000		
	ICT施工・3次元化等の活用提案	-		-		-		2.000	2点	2.000	2点	【生産性向上】 ・各施工プロセスでの細分化が特徴
合計(省略部分も含む点数)		32.00		40.00		42.50		44.50		46.50		

施策展開の重点ポイント 建設産業の健全化

③ ダンピング対策の強化

公平・公正な入札制度の構築のため総合評価落札方式の導入を進めつつ、入札・契約に係るダンピング受注を防止するため、低入札調査基準価格及び失格判断基準について、国等の状況を注視しながら改正を行ってきた。その結果、平成25年度から増加傾向にあった低入札率が、平成29年度から減少に転じており低入札の抑制効果が現れている。



④ 行き過ぎた重層下請構造の改善

重層下請構造改善に向けた課題把握のため下請次数調査を実施した。(図15)
調査結果をもとに、令和2年度に土木工事は下請次数を原則2次まで、営繕工事は下請次数を原則3次までとした重層下請改善モデル工事を実施した。今後、下請次数制限工事の効果や弊害などの検証を行うこととする。

【図15】平成30年度完成工事のうち3次下請以降の割合等

事務所	3次下請以降の工事件数	工事完了件数	割合
大河原土木	0件	54件	—
仙台土木	12件	98件	12%
北部土木	0件	56件	—
栗原地域	1件	41件	2%
東部土木	8件	89件	9%
登米地域	3件	33件	9%
気仙沼土木	11件	68件	16%
仙台塩釜港湾	7件	35件	20%
石巻港湾	0件	26件	—
合計	42件	500件	8%

事務所	4次下請以降の工事件数	工事完了件数	割合
営繕課	3件	65件	5%

	A工事	B工事	C工事	合計	割合(合計)
1次下請	55者	33者	20者	108者	21.4%
2次下請	123者	87者	43者	253者	50.2%
3次下請	85者	32者	12者	129者	25.6%
4次下請	8者	2者	2者	12者	2.4%
5次下請	2者	—	—	2者	0.4%
合計	273者	154者	77者	504者	100%

2 基本目標2「地域を『支える』」に係る施策の重点取組事項の検証

施策展開の重点ポイント

「地域の守り手」としての体制づくり

⑤ 地域維持型契約方式の導入

- ◆ 地域の社会資本の維持管理を適切かつ効率的・持続的に行うため、地域の実情に応じて、複数年契約、包括発注、共同受注などを導入している。例えば、国道347号においては、通年通行に伴う新たな冬期の除融雪業務が必要となったことから、効率的かつ持続的に管理を行うため、「鍋越道路管理除融雪業務」として除融雪業務と道路管理業務を包括するとともに、複数年（2カ年）契約とした。
- ◆ 人手不足の解消や各企業の得意分野を活かしながら安定的に仕事を確保するためには、共同受注が有効であることから、平成30年度には協同組合や地域維持JVを含めた入札を行い、地元の協同組合や地域維持JVが受注し業務に取り組んでいる。
- ◆ これらの取組により地域維持業務における多様な発注方法の有効性が確認されたことから、プロポーザル方式で実施していたこれら業務の活用拡大に向けて、総合評価落札方式を導入した。

地域維持型契約方式の実績

年度	業務名	発注	複数年	包括内容	入札参加条件における共同受注の設定※1	受注者	入札方式
H28	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	無	単独	指名競争入札
H29	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	有	単独	指名競争入札
H30	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	プロポーザル方式
	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
R1	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	総合評価落札方式
	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	仙台港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	塩釜港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式

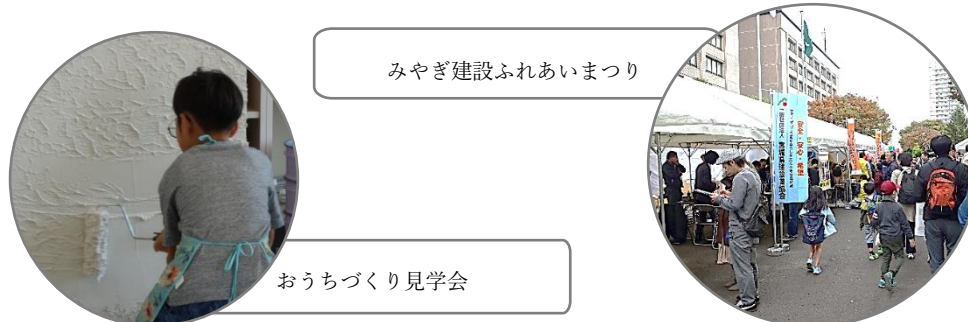
※1 入札参加条件には、「JV又は単独企業」、「JV及び協同組合又は単独」など様々な条件がある。
 ※2 1級河川名取川水系広瀬川の維持管理を複数業務で実施していたが、1つの業務で上流から下流までの維持管理を実施するもの。
 ※3 気仙沼管内を3ブロックに分け、維持管理と除融雪をそれぞれ実施していたが、1つの業務で管内全ての維持管理と除融雪を実施するもの。

3 基本目標3「担い手を『育てる』」に係る施策の重点取組事項の検証

施策展開の重点ポイント 「若手入職者の確保と若手技術者等の育成」

⑥ 産学官が連携した建設産業の戦略的広報と教育訓練の充実

- ◆ 将来の担い手に対し建設業の魅力を発信するため、建設関係団体、教育機関及び行政の産学官連携による戦略的な広報活動として、現場見学会や職業体験型のイベント「みやぎ建設ふれあいまつり」等を開催した。
- ◆ 若手技術者等の育成については、一般財団法人みやぎ建設総合センターを中心に、人材育成の研修会や教育訓練等を実施した。

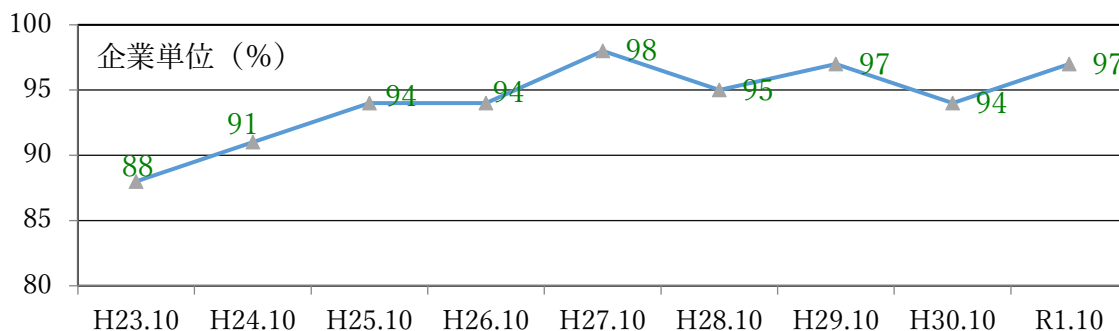


イベント名	概要	年度	参加者数
小学生と保護者の建設現場見学会	小学生とその保護者を対象に建設現場の見学会を実施した。	H29	224名
		H30	362名
		R 1	267名
おうちづくりの学校見学会	小学生等を対象に家づくり体験や見学会を実施した。	H30	62名
		R 1	20名
みやぎ建設ふれあいまつり	県庁前に多数の建設業関係団体によるPR・体験ブースを設け、一般に広く開放。	R 1	約4,000名
みやぎ建設産業架け橋サロン	高校へ地元建設企業に勤める若手技術者を派遣し、建設産業の魅力についてPRした。	R 1	37名

⑦ 社会保険未加入対策の更なる強化

- ◆ 平成27年度から入札参加登録業者を社会保険加入業者に限定し、平成30年度からは、県工事の下請業者を社会保険加入業者に限定した。(宮城県建設工事元請下請適正化要綱に基づきチェックシートを活用)
- 更に、令和2年10月から建設業許可の基準として、社会保険の加入が要件化された。
- ◆ 県内の加入状況は、企業単位では90%台の高い水準で推移している。

社会保険加入状況（宮城県）



(出典)「公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査」(国土交通省)から作成

⑧ モデル工事の活用

- ◆ 週休2日モデル工事を平成29年度から実施し、着実に実績が上がっている。また、令和元年度からは、他の稼働現場へ人員が移動することを防止する対策として、県内の公共工事を一斉に閉所する「週休二日制普及促進DAY」を県内の行政機関（国、県、市町村）と建設業団体の協働で実施している。
- ◆ 新たな担い手確保として女性の登用を促すため、女性が働きやすい職場環境の整備を要件としたモデル工事を実施し、就労環境の改善に向けた課題把握と意識向上を図った。

週休2日モデル工事の実施状況

年度	モデル工事件数	4週8休達成件数	達成率
H29年度	4	3	75%
H30年度	12	11	92%
R01年度	30	14	88%
R02年度	97	—	—

週休二日制普及促進DAYの実施状況

年度	実施期間
R01年度	3日間（6/15、7/20、8/17）
R02年度	3日間（6/20、7/18、8/15）

女性活躍推進モデル工事実施状況

年度	モデル工事発注件数	女性技術者の配置件数	履行件数
H29年度	2	2	2
H30年度	8	4	4
R01年度	14	5	5
R02年度	49	—	—

※履行件数は、女性技術者が配置され、女性専用トイレ及び更衣室が設置された場合

⑨ 若手技術者等の確保・育成に資する入札契約制度の構築

- ◆ 総合評価の「配置技術者の評価」において、若手技術者や女性技術者を主任技術者（監理技術者）として配置し、加えて「専任補助者」を配置する場合は、当該専任補助者の成績・実績を評価する手法を平成30年度から導入した。
- ◆ 生産性向上のため「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目を令和元年度に追加し、ICT施工の促進を図るとともに、令和2年度からICT施工を実施した技術者を対象にICT活用証明書を発行し、総合評価落札方式で加算評価することとした。

ICT施工・3次元化等の活用提案の実績

年度	活用提案件数
R01年度	87
R02年度	40

※R02年度は9月末現在

ICT活用証明書・週休2日実施証明書の発行実績

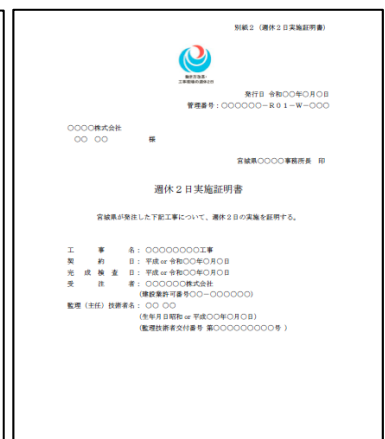
証明書	発行枚数
ICT活用証明書	18
週休2日実施証明書	30

※R02年7月末までの累計値

(ICT活用証明書)



(週休2日実施証明書)



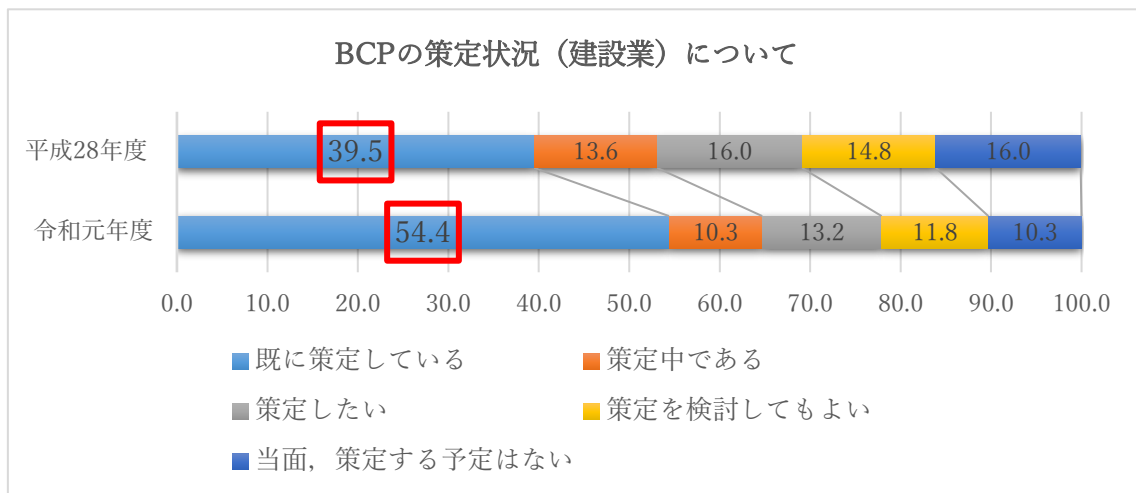
4 基本目標4「災害から『守る』」に係る施策の重点取組事項の検証

施策展開の重点ポイント 今後の大規模災害の備え

⑩ 地域の災害対応力の強化

- ◆ 震災後にBCP策定の動きが見られるが、近年は策定状況が低調傾向にあり、未策定事業者への普及啓発のため、令和元年度に「宮城県建設産業BCPモデル」を作成し、令和2年度にBCPをテーマとする建設産業振興支援講座を開催した。
- ◆ 土木部に関連する防災協定の締結件数は増えており、また、県内企業のBCP策定状況についても、平成28年度（建設業：策定済39%）と令和元年度（建設業：策定済54%）の調査結果を比較すると策定割合が上昇している。

【図16】建設業のBCP策定状況



（出典）「宮城県内企業のBCP策定への取組に関する実態調査」（県中小企業支援室）から作成

5 新・みやぎ建設産業プランの検証

(1) 基本目標1 技術力・経営力を“伸ばす”

良質な社会インフラの整備を担う建設産業の技術力・経営力の強化… 継続

- 前プランでは、工事成績評定結果の公表や優良工事の表彰範囲を下請企業まで拡充するなど**技術力・専門力の見える化**に取り組んだ。あわせて、**技術力・専門力等を重視した入札契約制度の構築**、**ダンピング対策の強化**に取り組んだ。
- 取組の結果、復興需要を背景に、経営の健全化が図られてきたと考えられるが、今後は、経営環境の悪化が懸念されることから、取組の継続が必要である。

[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約73%，実績を評価：約66%

(2) 基本目標2 地域を“支える”

本格的な維持管理時代の到来に備えた建設市場の適正な環境整備… 継続

- 前プランでは、地域の人口減少と維持管理時代の到来に備えた**「地域の守り手」としての体制づくり**のため、複数年契約、包括発注、共同受注などの**地域維持型契約方式の導入**に取り組んだ。
- 取組の結果、地域を支える担い手の確保が可能となった。今後は、地域の実情に応じて活用拡大を図っていくことが求められることから、取組の継続が必要である。

[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約65%，実績を評価：約56%

(3) 基本目標3 担い手を“育てる”

将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成… 継続

- 前プランでは、**産学官が連携した建設産業の戦略的な広報**として、若い世代に魅力をPRするための合同イベント等の開催、工業高校への若手技術者等を派遣し生徒との意見交換会に取り組んだ。また、**社会保険未加入対策**や、週休2日制、女性登用及びICT活用を促すため様々な**モデル工事**を展開した。
- 取組の結果、建設業に就職した高校新卒者は、震災前に比べて概ね高い水準で推移しており、一定程度の改善が見られるが、今後は、更に少子高齢化が進む中で、入職者を確保していく必要があることから、取組の継続が求められる。

[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約78%，実績を評価：約63%

(4) 基本目標4 災害から“守る”

東日本大震災を踏まえた円滑な連携体制の構築… 継続

- 現プランでは、**今後の大規模災害の備え**として、**地域の災害対応力を強化**するため、防災協定の拡充やBCP策定普及啓発等に取り組んだ。
- 取組の結果、防災協定の締結件数が増え、また、BCPの普及が進んでいる傾向が見られ、災害から地域を守るための体制の構築が進んだと考えられる。今後も、近年の頻発化・大規模化する災害のリスクに備えるため、取組の継続が求められる。

[建設産業振興に関するアンケート調査結果] 必要性高い：約85%，実績を評価：約71%

(5) 全体的な検証

- 現プランの各基本目標における施策及び取組は、県内建設業関係団体等を対象とした建設産業振興に関するアンケート調査からも、一定の効果があつたものと考えられ、今後も継続又は拡充した取組が求められている。
- 本プラン策定にあたっては、本県の建設産業を取り巻く現状や国の政策、業界の意向等を踏まえ、復興後を見据え持続可能な建設産業の振興策を盛り込んでいく必要がある。

第3章 課題及び方向性

社会環境の現状や建設産業を取り巻く現状、現プランの検証結果、建設業関係団体からの意見及び国の建設産業政策等の方向性等を踏まえて、今後の課題を以下の4点に整理する。

課題1 全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保

担い手確保育成のためには、賃金水準の向上や長時間労働の是正、週休2日の確保など就労者の働き方改革の推進や、若年層や女性の入職を促進していく施策を展開するとともに、建設産業の社会的意義ややりがいなどについて、将来の担い手やその保護者など幅広く理解を得ることが大切である。

課題2 イノベーションを通じた建設現場の生産性向上

人口減少や高齢化が進む中で、限られた人材等を有効活用するとともに、IoTなどのイノベーションの進展に対応し、全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」の推進等によって現場の省力化・効率化を図るとともに、工事の施工時期の平準化を図っていくことで、建設現場の生産性を向上していくことが求められる。

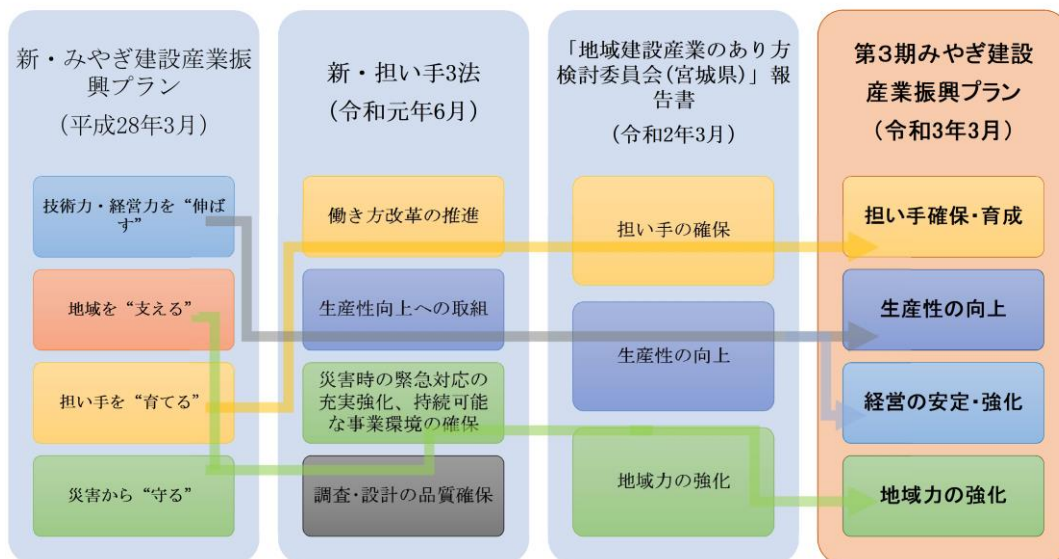
課題3 限られた建設投資額の中での経営の安定・強化

地域建設業は、社会資本の整備・維持管理を担うとともに、災害時の緊急対応のほか、地域経済・雇用の維持の観点からも地域に不可欠な存在であり、優良な地域建設企業が持続的に発展していくため、限られた建設投資額の中で安定的な経営基盤の確立が求められている。

課題4 災害対応等で地域を守り、支える役割の強化

地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、頻発化・激甚化する自然災害時や家畜の防疫措置等には、最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としての役割を果たしていくことが求められている。

(参考) 国等の建設産業振興に関する政策等とプランの構成の比較



第4章 基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

上位計画の新土木部計画の基本理念である「次世代に『安全・安心』と『活力』を引き継ぐ『持続可能』な宮城の県土づくり」の実現を図るためには、持続可能な建設産業が不可欠であることから、本プランでは以下のとおり設定する。

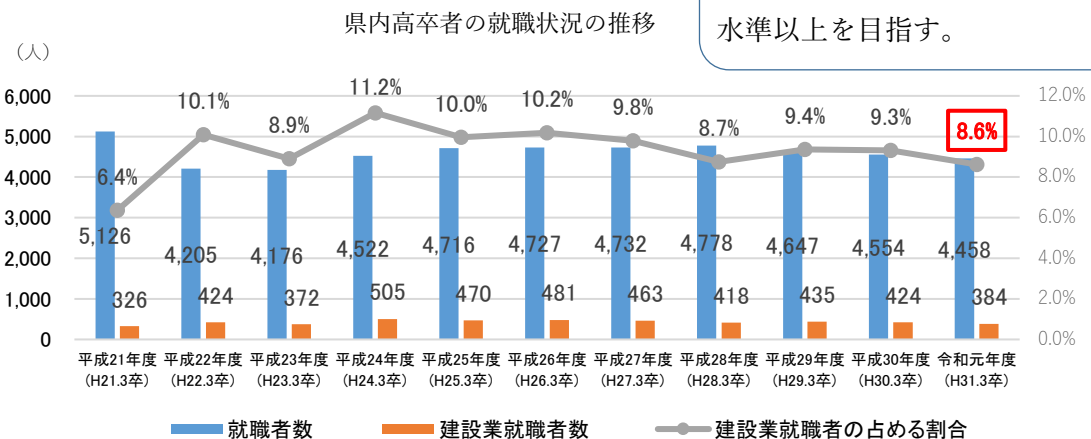
「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業

第2節 基本目標及び数値目標

基本理念の達成に向けて、前章の4つの課題に応じた基本目標を以下のとおり設定する。さらに、それぞれの基本目標について数値目標を設定し、本プラン期推進間内（令和3年度～令和6年度）での達成を目指す。

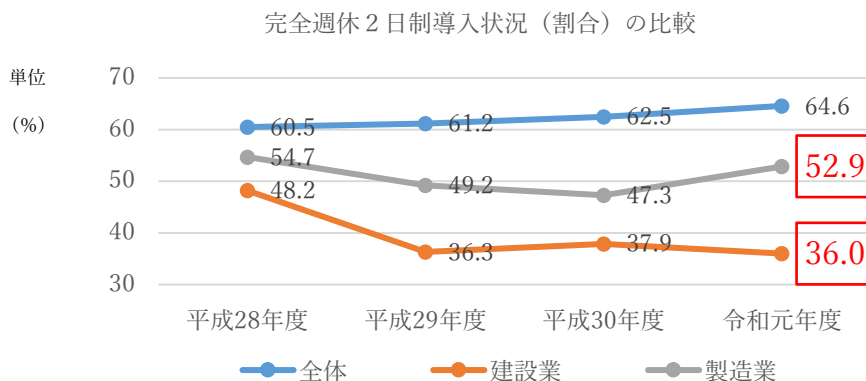
（1）基本目標1「担い手確保・育成」

- ◆ [達成度を示す指標①] 高卒者の建設業への就職割合
[数値目標①] 8%以上



(出典)「学校基本調査結果報告書」(県統計課)

- ◆ [達成度を示す指標] 建設業における完全週休2日制の実施率
[数値目標②] 52%以上(「製造業」の水準52%以上)



同じ第2次産業で比較対象になることが多い「製造業」の水準以上となるよう目指す。

(出典)労働実態調査結果(県雇用対策課)より作成

(2) 基本目標2「生産性の向上」

[達成度を示す指標] 施工時期の平準化率

[数値目標] 0.75

※平準化率 =
$$\frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働率}}{\text{年度の工事平均稼働率}}$$

(一財)日本建設情報総合センター・コリス・テクリスセンターの登録データを活用
対象：契約金額500万円以上の工事

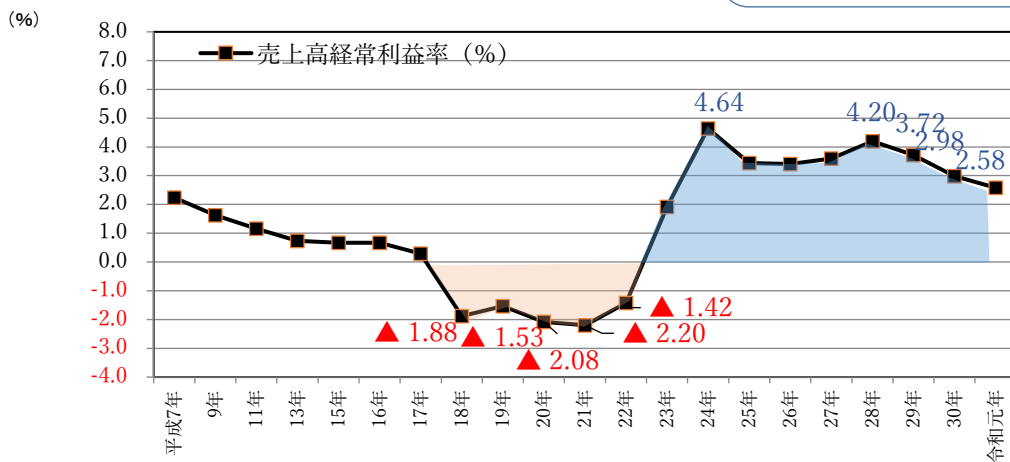
東北地方発注者協議会により決定された宮城県域（県及び市町村含む）の目標平準化率（R6）を目指す。

(3) 基本目標3「経営の安定・強化」

[達成度を示す指標] 一定以上の売上高経常利益率

[数値目標] 2%以上

企業の収益性を示す売上高経常利益率について、現状の水準以上を目指す。



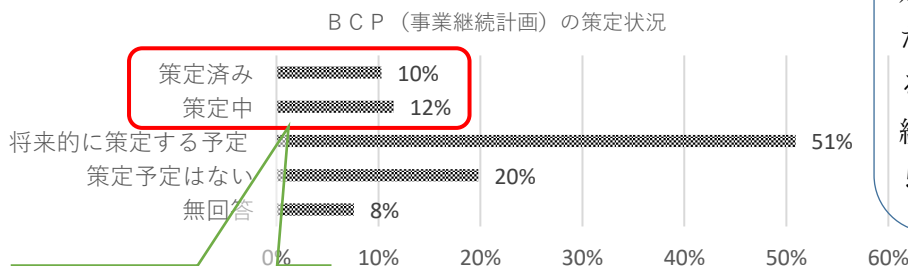
(出典)「建設業の財務統計指標」(東日本建設業保証株式会社)から作成

(4) 基本目標4「地域力の強化」

[達成度を示す指標] 建設業関係団体のBCP策定率

[数値目標] 50%以上

災害発生時等の緊急時に地域建設業に期待される役割を果たしていくために、即応できる体制を維持していく事業継続計画（BCP）の策定率で50%を目指す。

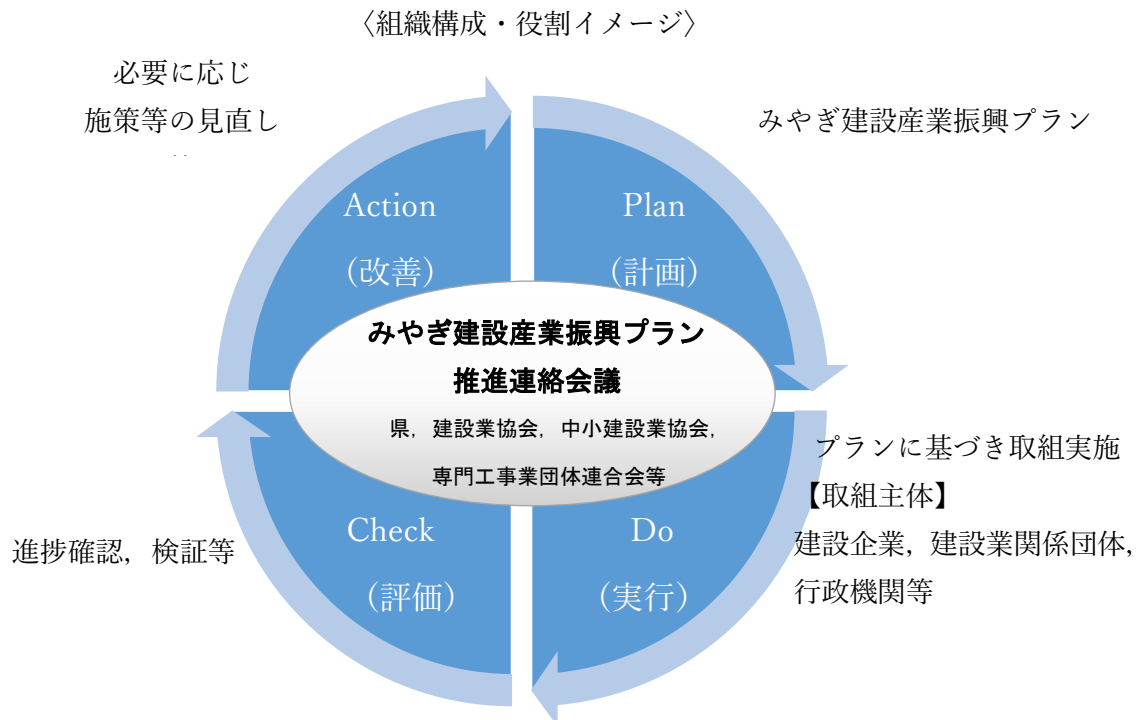


R2調査で「策定済」「策定中」が22%

(出典)「建設産業振興に関するアンケート調査」(県事業管理課)

第3節 推進体制

建設業関係団体等で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進連絡会議」を開催し、施策の取組状況や数値目標の動向等を毎年度評価・改善するとともに、次年度の取組に活かすなど、P D C Aサイクルにより本プランの着実な推進を図る。



第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2015年に国連で採択された2030年までの行動計画であり、人口減少を見据えた持続可能な地方創生の実現に資することから、自治体も積極的に取り組む必要があるものである。

本プランの上位計画である「新ビジョン」や「新土木部計画」においては、SDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない社会の実現（包摂性）」や「経済・社会・環境の相互作用による成長（統合性）」などの特徴や17のゴールを、理念や施策に反映しており、本プランにおいても同様にSDGsの視点を取り入れ、各取組を進めていくこととする。



第5章 各基本目標を推進する施策

第1節 施策体系

4つの基本目標と11の施策、24の取組から成る以下の施行体系に基づき、本県建設産業の振興を推進していく。

基本目標1 担い手確保・育成		
	施策1	働き方改革の推進（処遇改善）
	取組1	適切な賃金水準の確保
	取組2	建設キャリアアップシステムの活用促進
	取組3	社会保険加入対策の更なる強化
	取組4	技能者の雇用形態の明確化・安定化
	取組5	計画的な休暇取得の推進
	取組6	建設工事従事者の安全及び健康確保
	施策2	若者・女性等の活躍及び定着
	取組1	若手技術者・技能者の人材育成
取組2	女性活躍・定着の推進	
施策3	建設産業の戦略的広報	
取組1	産学官が連携した積極的な広報活動の展開	
基本目標2 生産性の向上		
	施策1	現場の省力化・効率化
	取組1	新技術・新工法の活用促進
	取組2	施工時期の平準化の促進
	取組3	現場の効率化促進
	施策2	技術力・専門力の強化及び評価
取組1	技術力・専門力の向上支援	
基本目標3 経営の安定・強化		
	施策1	復興需要後の経営支援
	取組1	経営力の向上支援
	取組2	経営力に対する評価
	施策2	将来を見通せる環境整備
	取組1	中長期的な公共投資見通し等の公表
	取組2	適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等
	施策3	建設産業の健全化
	取組1	法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底
	取組2	適正な元請・下請関係の促進
	施策4	適正かつ公平な市場環境の整備
	取組1	入札契約制度の適確な運用・改善
	取組2	ダンピング対策強化
基本目標4 地域力の強化		
	施策1	「地域の守り手」として地域社会の維持、安全・安心の確保
	取組1	地域における社会資本の維持に資する入札契約制度の構築及び普及
	取組2	専門性の高い維持管理技術者の確保・育成
	施策2	災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保
	取組1	地域の災害対応力の強化

第2節 基本目標1「担い手確保・育成」を推進する施策

施策1 働き方改革の推進（処遇改善）

【現状と課題】

- 入職者の減少と退職を迎える高齢者の増加により技術者・技能者不足の更なる深刻化が予想される。
- 若手入職者を確保するためには、就労形態や労働環境の改善が重要となる。

【施策の方向性】

- 技能者の適切な賃金水準の確保など、処遇改善に繋がる取組の徹底
- 技能者の直接雇用・月給制を原則とする雇用形態の普及促進を積極的に要請
- 計画的な休暇取得と技能者の安全及び健康の確保

【具体的な取組】

〈取組1〉適切な賃金水準の確保

◇実態を踏まえた公共工事労務単価の改定【継続】

実態を踏まえた最新の公共工事労務単価を設定し、適切な賃金水準の確保に努める。

◇各建設関係団体等による適切な賃金水準確保の取組の徹底・強化【継続】

建設企業が、公共工事設計労務単価と雇用に伴う必要経費の関係を正しく理解し、適切な賃金水準を確保できるよう、各建設関係団体等の取組の徹底・強化を図る。

〈取組2〉建設キャリアアップシステムの活用促進

◆建設キャリアアップシステムの活用に応じた総合評価落札方式での加点評価【新規】

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及拡大に向け、総合評価落札方式において、CCUSの活用度合いに合わせた加点評価を行う。

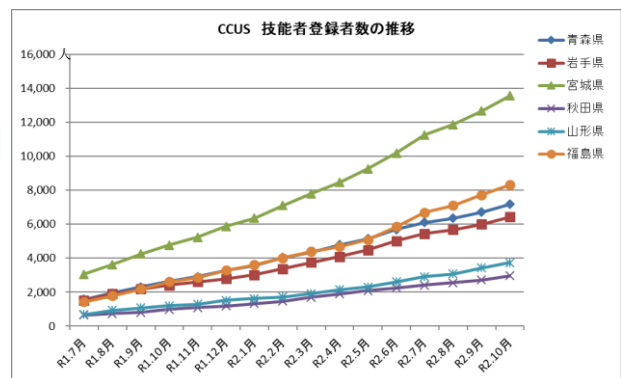
◆CCUSを活用した技能や経験にふさわしい処遇（給与）の実現【新規】

有能な技能者がその技能と経験・資格等に見合った報酬を得られるよう、建設企業においては、CCUSを活用し各レベルに応じた適切な賃金水準の確保を図る。

【図17】 CCUS の概念図



【図18】 技能者登録者数の推移



(出典) 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 HP

一般財団法人建設業振興基金の HP データを元に宮城県作成

〈取組3〉社会保険加入対策の更なる強化

◇下請企業の社会保険加入促進【継続】

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(令和2年9月改訂)の周知徹底を図る。

◇法定福利費を内訳明示した見積条件の普及促進【拡充】

法定福利費を内訳明示した見積書の提出を、元請企業から下請企業に対する見積条件として明示するとともに、提出された見積書を尊重した下請負契約の普及促進を図る。

〈取組4〉技能者の雇用形態の明確化・安定化

◇技能者の直接雇用・月給制を原則とする雇用形態の普及促進【継続】

技能者の雇用形態の明確化・安定化を図り処遇改善につなげるため、元請企業による技能者の直接雇用や専門工事業者による月給制を原則とする雇用形態の普及促進を図る。

〈取組5〉計画的な休暇取得の推進

◇適正工期の確保等を通じた休日拡大の誘導【継続】

債務負担行為やゼロ県債の有効活用や現場施工の着手日を指定した工事の発注などの取組により、休日が拡大できる現場環境を整備する。

◆週休2日制の普及拡大【拡充】

建設業における週休2日制の標準化に向け、総合評価落札方式におけるインセンティブ付与を利用した普及拡大を図る。

◇計画的な休暇取得に資する現場での工程管理の徹底【継続】

受発注間で工期設定支援システムを活用した工程表を共有し、現場での工程管理を徹底することで、土日の現場閉所を促進する。

◆ウィークリースタンス(工事・関連業務)の推進【新規】

受発注者間相互の1週間のルール(ウィークリースタンス)を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、成果の品質確保に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

〈取組6〉建設工事従事者の安全及び健康確保

◇2つの既存計画と連携した事故防止対策【継続】

2つの既存計画を連携し、建設現場の事故防止対策や建設工事従事者の処遇改善を図り、建設工事従事者の安全及び健康を確保する。

※2つの既存計画

1. 宮城県における建設工事従業者の安全及び健康の確保に関する計画(平成31年3月)
2. 第5次県工事事務事故防止対策推進計画(平成29年6月策定)

施策2 若者・女性等の活躍及び定着

【現状と課題】

- 建設産業就業者の減少と高齢化が進展する中で、若者や女性の建設産業への入職促進と定着が課題となっている。

【施策の方向性】

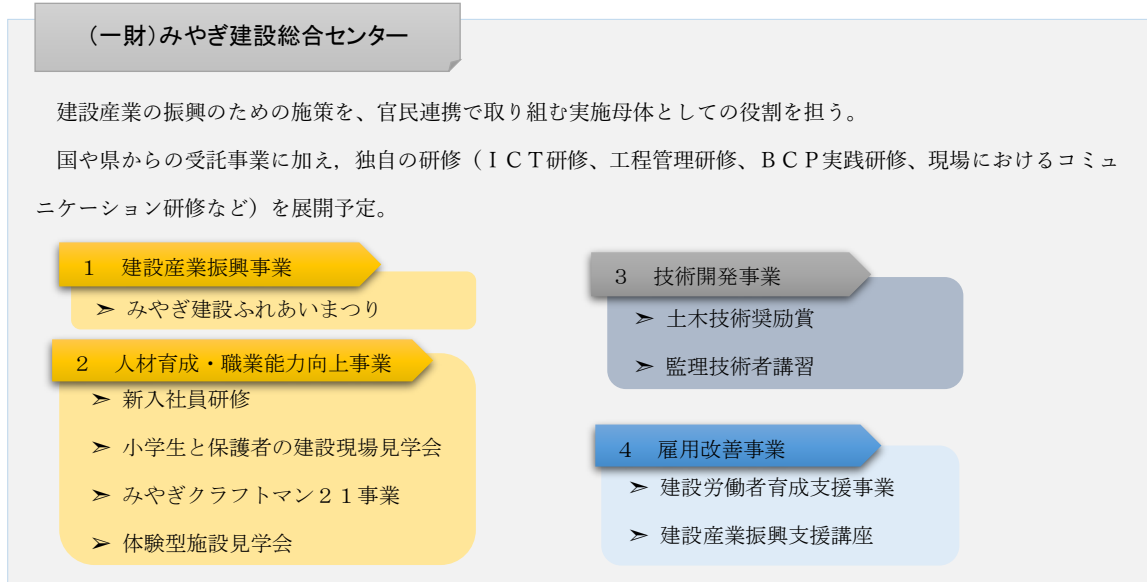
- 若手技術者・技能者の確保と早期人材育成への環境整備の推進
- 女性が働きやすい職場環境の整備と女性活躍・定着に取り組む企業への支援

【具体的な取組】

〈取組1〉若手技術者・技能者の人材育成

◇外部機関(一般財団法人みやぎ建設総合センター等)と連携した研修【継続】

若手技術者・技能者の新規入職と建設産業への定着を促進するため、新入社員を対象とした人材育成研修や、管理職員を対象とした人材の確保・育成・定着をテーマとする講座を実施する。



◇若手技能者に対するキャリアパス提示の促進【継続】

建設企業が若手技能者に対し、入職後の経験年数に応じた収入、職位、技能、基幹技能者等へのルート、更にもその先の多様なキャリアの可能性について提示する取組を促進する。

〈取組2〉女性活躍・定着の推進

◇女性が働きやすい職場環境の整備【継続】

企業による女性の積極的な登用を促すため、現場に配置される女性技術者用の専用トイレや更衣室に係る費用計上等の取組により、現場の環境整備の面から支援する。

◆女性活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援【拡充】

令和2年度から「女性のチカラを活かす企業の認証取得状況」を総合評価落札方式の評価項目に導入しており、引き続き女性活躍に取り組む建設企業を後押しするとともに、このほか厚生労働省が認定する「えるぼし」や「くるみん」など女性の労働環境の整備を積極的に推進する制度の活用を促進を図る。

施策3 建設産業の戦略的広報

【現状と課題】

- 県内建設業就業者の年齢構成について、平成17年と平成27年を比較すると、若者（20～34歳）が減少している一方で、60歳以上の年齢層が増加しており、若者の入職が少なく、全体的に高齢化が進んでいる。
- 今後、担い手を確保する上で、処遇改善と合わせて、建設業の魅力を効果的に発信していくことが重要となる。

【施策の方向性】

- 産官学の連携による対象者を絞った効果的な広報活動の展開

【具体的な取組】

〈取組1〉産学官が連携した積極的な広報活動の展開

◆建設業界が一体となった広報活動の実施【新規】

将来の宮城県の建設産業を担う人材の確保・育成を図るため、関係機関・関係団体と連携し、建設業界の魅力を広く発信するイベントの開催等による広報活動を展開する。

◆建設産業関係団体と連携した高校生との意見交換会の開催【新規】

地元建設企業の技術者・技能者が、建設産業の将来的な担い手として期待される県内工業高等学校の生徒等と交流し、建設産業の魅力ややりがい、労働環境等を直接伝える機会を設定することにより、建設産業に対する関心・理解の醸成及び就労促進を図る。

◆教育庁をはじめとする他部局との連携【新規】

高校に配置されている「連携コーディネーター」への企業情報の提供等を通じ、建設業への就労促進・職場定着等の促進を図る。また、クラフトマン21事業（高校教育課・産業人材対策課等）により、現役の技術者を講師とした実習授業を県内の工業高校で実施する。

◇小学生と保護者の建設現場見学会、体験型施設見学会の開催【継続】

一般財団法人みやぎ建設総合センターなど関係機関と連携し、将来を担う子どもたちとその家族が家づくりの体験や工事現場の見学ができるイベントを開催する。



合同イベントの様子



高校生と技術者等との意見交換の様子

第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策

施策1 現場の省力化・効率化

【現状と課題】

- 総人口における生産年齢人口の割合が、2015年は61.9%であったものが、2045年には50.1%と見込まれるなど、今後、生産年齢人口の減少が加速することが想定されている。
- こうした状況のなかで、人員や機械の効率的な利用、適切な施工体制の確保に必要な工期設定など、省力化・効率化による生産性の向上が課題となっている。

【施策の方向性】

- 施工の省力化・効率化に向けて ICT 技術を含めた新技術・新工法の活用促進
- 計画的・効率的な施工体制確保のための施工時期の平準化や適正工期の設定の推進
- 多能工の育成や事業者間の連携によるチーム施工などによる効率的な施工の促進

【具体的な取組】

〈取組1〉新技術・新工法の活用促進

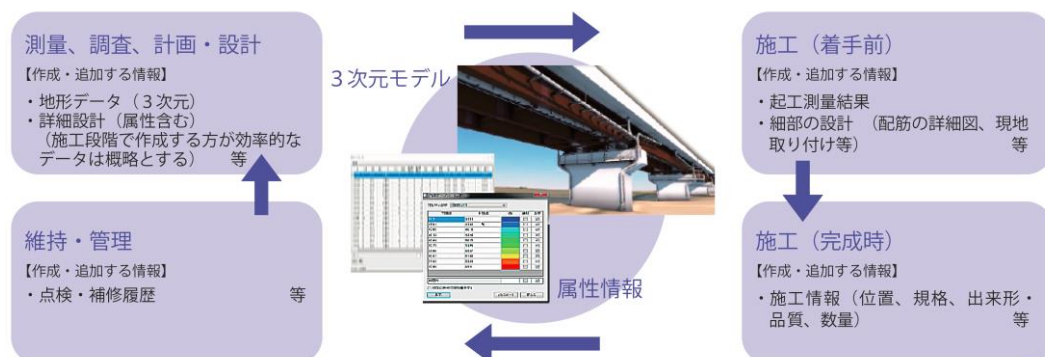
◇ICT技術の活用拡大【継続】

3次元での起工測量や設計データ作成及びICT建設機械の活用などにより、建設現場の生産性を高めるとともに、一般財団法人みやぎ建設総合センターによる新技術に関する講座や東北土木技術人材育成協議会による実践研修などにより、ICTを活用する技術者の知識・能力を養成する。

◆BIM/CIMによる3次元データの活用【新規】

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用するなど、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

【図19】 BIM/CIM 概念図



(出典) 国土交通省 BIM/CIM 事例集より抜粋

◇プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用【継続】

現場の省力化や生産性向上及び品質向上のため、プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用を図る。

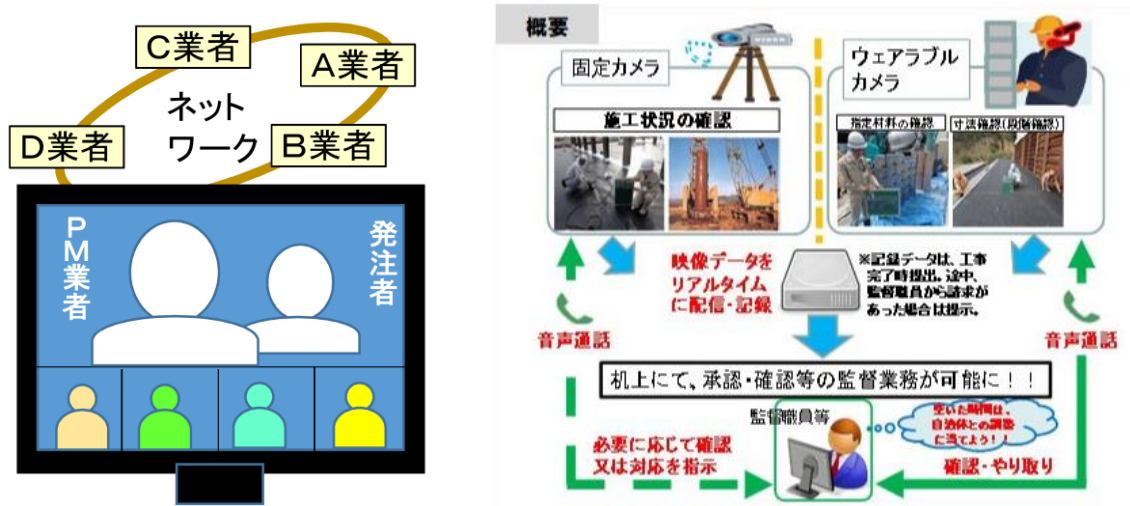
◇工事情報共有システムの普及促進【継続】

A S P方式による工事情報共有システムを、建設業全体へ普及させ、働き方改革を進める。

◆遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【新規】

工事及び設計業務において、インターネットを介した打合せや、ウェアラブルカメラ画像を配信した段階検査などを行うことにより、移動時間の削減等による業務の効率化を図る。

【図 20】 Web 会議・現場遠隔臨場 イメージ図



(出典) 国土交通省 公表資料等より抜粋

〈取組 2〉 施工時期の平準化の促進

◆債務負担行為やゼロ県債等の有効活用【拡充】

大規模な工事や工程・気象条件などで年度内完了が困難な工事のほか、1年未満の工事に対しても施工時期の平準化を目的とした債務負担行為の設定を行い、年間を通じ安定した工事を供給する。

◆速やかな繰越し手続きによる適正な工期設定【新規】

年度内に工事が終わらないやむを得ない事由が発生した場合や、工事発注前に既に繰越ることが明らかな場合などにおいては、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始し、適正な工期設定を受注者に示すことで、余裕をもった人材・資機材の調達を促す。

◆現場施工の着手日を指定した工事の発注【拡充】

特記仕様書で現場施工の「着手指定日」を指定し、受注者の計画的な工事施工体制と労働者や建設資材等の円滑な確保を図る。

〈取組 3〉 現場の効率化促進

◇多能工等の効率的な活用【継続】

多能工の育成・活用について、国等の先進事例を参考にしながら、一般財団法人みやぎ建設総合センターなどの関係機関とも連携し、教育訓練などの支援を行う。あわせて、専門工事業者間の連携によるチーム施工など、現場の効率化を促進する。

施策2 技術力・専門力の強化及び評価

【現状と課題】

- 担い手不足が深刻化する中で、限られた人材の有効活用や新技術の積極的な導入など、建設現場における生産性の向上が課題となっている。
- 特に、現場の施工力を高めるためには、下請の専門工事業者の技術力・専門力の向上が重要となる。

【施策の方向性】

- 建設企業自らが行う技術力・専門力の向上に資する取組の支援
- 産学官連携による技術力向上のための技術開発，事業化への取組の支援

【具体的な取組】

〈取組1〉技術力・専門力の向上支援

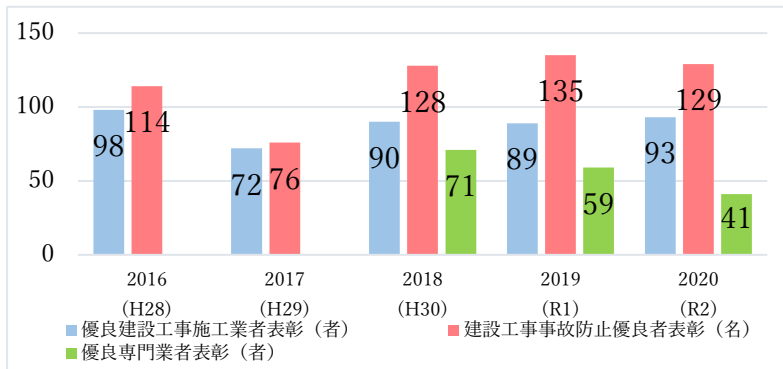
◇工事成績評定結果の公表【継続】

建設企業の更なる技術力・専門力の向上や地域貢献へのインセンティブとして、継続して工事成績評定結果を公表する。

◇表彰制度を活用した技術力向上等への支援【継続】

建設工事事故防止優良者表彰，優良工事施工業者表彰及び下請企業を対象とした優良専門工事業者表彰を継続し，技術力・専門力の向上を図る。

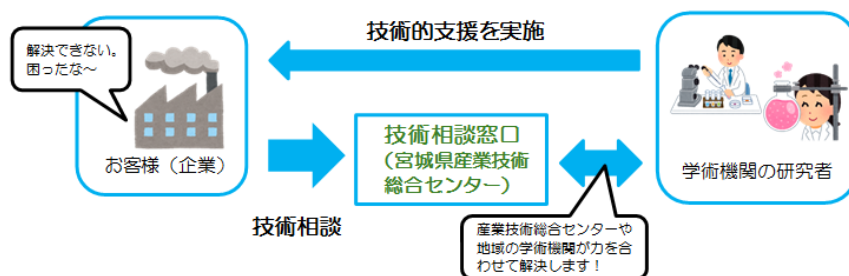
【図21】 宮城県優良工事施工業者・建設工事事故防止優良者・優良専門業者の表彰実績



優良建設工事施工業者表彰の様子

◇産学官連携による技術力向上支援【継続】

地域の学術機関と宮城県産業技術総合センター，産業支援機関等で構成される「K Cみやぎ推進ネットワーク」(事務局：県新産業振興課)と連携・協力し，地域企業の技術相談から技術開発，事業化への取組を支援する。



第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策

施策1 復興需要後の経営支援

【現状と課題】

- 本県の建設投資額（建設工事出来高）は、東日本大震災後に増加が続き、平成27年度には約2兆180億円まで増加したが、その後減少に転じており、復旧・復興事業終了後は、建設投資額の大幅な減少が予測されている。
- そのような中で、社会資本や雇用の維持に貢献する地域の優良な建設企業が、存続・成長していくためには、安定した経営基盤を構築することが課題となる。

【施策の方向性】

- 建設企業が行う経営力強化の取組に対する支援及びインセンティブの付与

【具体的な取組】

〈取組1〉経営力の向上支援

◆建設業総合相談窓口を活用した支援【拡充】

経営力の強化、新分野への進出、企業間連携などにより、経営の安定及び強化を図ろうとする建設企業に対し、建設業総合相談窓口を活用した効果的な支援策や助成制度等の紹介を行う。あわせて、「建設業支援ガイドブック」の更新やホームページ等を通じて支援策等の情報を積極的に発信していく。

◆建設産業振興に関する講座等による支援【拡充】

専門家を講師に迎え、経営力の強化、事業多角化、企業間連携の展開手法などについて、一般財団法人みやぎ建設総合センターが行う事業と連携しながら、効果的かつ専門的な講座等を開催し、建設企業の安定した経営基盤の構築を支援する。

〈取組2〉経営力に対する評価

◇新分野進出及び企業合併に係る入札参加登録の再評価【継続】

農業や環境分野など、本業以外の新分野への進出や、同業他社との企業合併により経営の安定及び強化を図った建設企業に対し、入札参加登録の総合評点を再評価する。

施策2 将来を見通せる環境整備

【現状と課題】

- 東日本大震災からの復旧・復興後、建設投資額が大幅に減少することが予測される。
- そのような中で、地域の優良な建設企業が生き残りを図るには、中長期的な仕事量の見通しのもとに戦略的経営を行い、安定的な収益を確保することが極めて重要となる。

【施策の方向性】

- 中長期的な公共投資や発注の見通しの公表
- 設計書の審査徹底などによる適正な予定価格の設定

【具体的な取組】

〈取組1〉中長期的な公共投資見通し等の公表

◇中長期的な公共投資見通しの公表【継続】

新・土木部計画のアクションプラン等に基づき、中長期的な公共投資見通しを公表する。

◇発注見通しの公表【継続】

年度ごとの発注見通しについて、年4回の公表を維持するとともに、具体的な工事内容が把握できるよう公表内容の充実を図る。また、5億円以上の大型工事については、公告日の前週にホームページ等で予告することで、大型工事の計画的な入札参加機会の確保を図る。

〈取組2〉適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等

◇的確な審査態勢による積算【継続】

設計書審査チェックシートを活用し、予定価格の適正な積算の徹底を図る。

◇最新の積算基準及び単価適用による適正な予定価格の設定【継続】

現場の施工条件を踏まえた最新の積算基準の適用と、実態を踏まえた最新の公共工事労務単価及び資材単価等の改定を行い、適正な予定価格の設定に努める。

施策3 建設産業の健全化

【現状と課題】

- 建設投資額の大幅な減少が予測される中、2011年には7,438社であった建設業許可業者数が、2019年には8,380社まで増加している。
- このような「供給過剰」の状態は、各事業者の請負金額を減少させ、現場の技能労働者等の賃金や生産性の低下など、労働環境の悪化を招く恐れがある。
- こうした事態を防ぐためには、法令遵守の徹底等により建設産業の健全な発展を推進することが必要となる。

【施策の方向性】

- 法令遵守の推進と不良不適格業者の徹底的な排除
- 元請と下請との適正な関係の確保に向けた指導徹底

【具体的な取組】

〈取組1〉法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底

◇立入検査等の実施【継続】

法令遵守と不良不適格業者の排除を徹底するため、営業所や現場への立入検査、必要な聴取等を実施する。また、許可を受けないで建設業を営む者に対しても必要な指導を行う。

◇建設業法令遵守の推進及び普及啓発活動の展開【継続】

「新・担い手3法」の施行により、建設業法で著しく短い工期による施工が禁止されるなど建設企業に求められるコンプライアンスの重要性が増していることから、国土交通省や一般財団法人みやぎ建設総合センター等と連携し、建設業法等の理解促進と法令遵守のための普及啓発活動を展開する。

〈取組2〉適正な元請・下請関係の促進

◇「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【継続】

令和2年9月に国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン（第6版）」（元請負人と下請負人の関係に係る留意点）を周知し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

◇「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づく指導【継続】

「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、元請負人と下請負人の適正な関係の確保に向けた、双方が遵守すべき事項について指導する。

施策4 適正かつ公平な市場環境の整備

【現状と課題】

- 東日本大震災からの復旧・復興後、建設投資額の大幅な減少が予測されるなかで、地域の建設企業等が健全な経営を持続していくためには、公平な仕事量の分配により、市場の公正な競争環境を整備することが課題となる。

【施策の方向性】

- 公平な市場環境整備のための入札・契約制度の適時改正と適切な運用

【具体的な取組】

〈取組1〉入札契約制度の的確な運用・改善

◆総合評価落札方式の効果検証と改善【拡充】

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき、導入した総合評価落札方式について、過去の受注状況等を緻密性・多角的視点で分析・評価し、時代背景に合わせた評価手法を折り込みながら、受注者が偏らない公平な制度の構築と運用を行う。

【図22】 建設工事総合評価落札方式における主な改正項目（抜粋）

評価の視点	評価項目	H28	H29.4改正	H30.4改正	H31.4改正	R2.4改正	備考		
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点			
技術力	企業評価	同種工事の経験(過去10年間)	0.375	0.500	0.500	0.500	0.500	【企業評価】 ・地理的条件の追加 (工事箇所同一管内に本社・本店10年以上所在等) ・管内での実績を評価	
		工事成績評定(過去5年間の平均)	0.750	1.000	1.000	1.000	1.000		
		優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	1.500	2.000	2.000	2.000	2.000		
		ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.375	0.500	0.500	0.500	0.500		
		地理的条件	-	2.000	2.000	2.000	2.000		
	配置技術者評価	同種工事の経験(過去10年間)	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000		【技術者評価】 ・管内での実績を評価
		工事成績評定(過去2年間の最高評点)	2.000	3.000	3.000	3.000	3.000		
		宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰等工事の(監理)主任技術者としての実績(過去5年間)	2.000	3.000	3.000	3.000	3.000		
		継続教育(CPD)の取組状況	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000		
		ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	-	-	-	-	1.000		
生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	-	-	-	2.000	2.000	2.000	【生産性向上】 ・各施工プロセスでの細分化が特徴	
合計(省略部分も含む点数)		32.00	40.00	42.50	44.50	46.50			

〈取組2〉ダンピング対策強化

◇低入札調査基準価格及び失格判断基準の適切な設定・活用【継続】

ダンピング受注を防止するため、落札率の状況を分析・評価し、柔軟かつ適切に低入札調査基準価格及び失格判断基準の運用を図る。

第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策

施策1 「地域の守り手」として地域社会の維持、安心・安全の確保

【現状と課題】

- 東日本大震災からの復旧・復興後、道路・橋梁等の膨大な社会資本の老朽化が進む中で、県工事建設投資は、その維持管理へシフトしていく。
- また、各施設の定期点検が義務化される中で、点検・診断に求められる高度な知識・技術を習得した技術者の確保・育成が大きな課題となっている。

【施策の方向性】

- 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築
- 老朽化した膨大な社会資本ストックの点検・診断等を行う専門性の高い技術者の確保・育成

【具体的な取組】

〈取組1〉 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及

◇地域維持型契約方式の適用拡大【継続】

維持管理業務において、複数年契約、包括発注、共同受注など地域の実情に応じた発注方式を適切に選定し適用拡大を図る。

【図23】 宮城県地域維持型契約方式の実績

年度	業務名	発注	複数年	包括内容	入札参加条件における共同受注の設定※1	受注者	入札方式
H28	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	無	単独	指名競争入札
H29	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	有	単独	指名競争入札
H30	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	プロポーザル方式
	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
R1	気仙沼市道路管理及び除融雪業務	気仙沼土木	単年	維持管理 除融雪 地域※3	有	地域維持JV	プロポーザル方式
	広瀬川外河川管理業務	仙台土木	単年	地域 ※2	有	協同組合	総合評価落札方式
	鍋越道路管理除融雪業務	道路課	2カ年	維持管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	仙台港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式
	塩釜港区港湾施設管理業務	仙台塩釜港湾	単年	施設管理 除融雪	有	単独	総合評価落札方式

〈取組2〉 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成

◇専門性の高い民間維持管理資格の配置管理技術者等への活用【継続】

公共工事に関する調査（点検及び診断含む。）及び設計等に関し、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格について、建設関連業務等の配置管理技術者等における活用を図る。また、維持管理に精通した技術者育成のため、一般財団法人みやぎ建設総合センターと連携し、研修会等の開催や新たな民間資格の活用方法の検討を行う。

【図24】 国土交通省登録資格（令和2年2月現在 維持管理分野）

分野別登録資格数（令和2年2月現在）

分野	主な施設等明	資格数
■維持管理分野（点検・診断等業務）	橋梁、トンネル、舗装、砂防施設など	239 資格
■計画・調査・設計分野	道路、橋梁、河川、ダム、海岸など	81 資格

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

【現状と課題】

- 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、気候変動等による水災害や土砂災害が頻発化・激甚化している。
- そのような中で、地域の持続性・安全性の維持向上のためには、各地域において県・市町村・建設業団体等が連携し、災害対応力を強化していくことが重要である。

【施策の方向性】

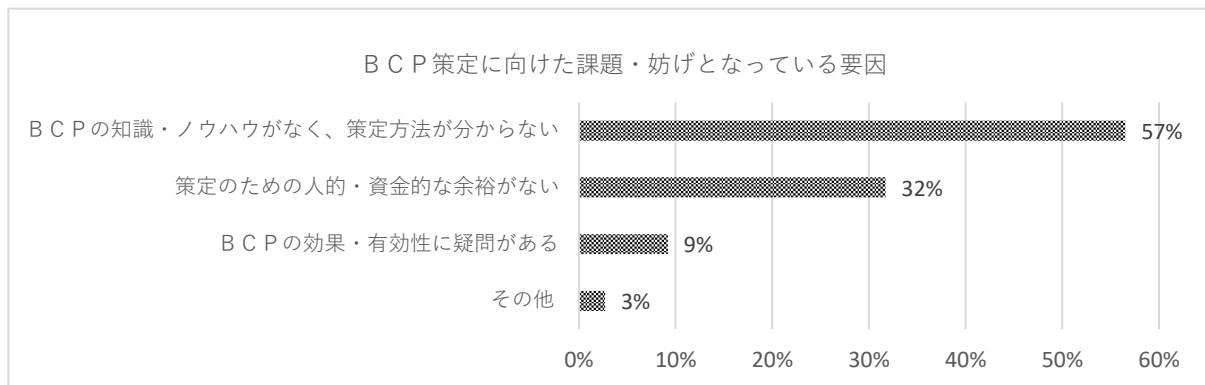
- 発災直後に求められる「地域の災害対応力」の強化
- 防災協定の締結とBCP計画の更なる充実
- 建設資材の安定供給に向けた関係機関との連携体制の構築

【具体的な取組】

〈取組1〉地域の災害対応力の強化

◆地域建設企業のBCP策定に係る普及啓発【拡充】

地域建設企業は、自然災害や感染症等の様々なリスクに対応し事業を継続していくことが求められるが、BCP策定の知識やノウハウが不足していること等が策定の改題・妨げになっている状況が見受けられることから、一般財団法人みやぎ建設総合センターと連携し、「宮城建設BCPモデル」を活用した普及啓発、作成支援のセミナーを開催する。



(出典)「建設産業振興に関するアンケート調査」(県事業管理課)

◇災害発生時の緊急時における随意契約制度の活用【継続】

随意契約制度を活用することで、緊急を要する応急工事等の円滑な執行を図る。

◇建設資材の安定供給に向けた連携確保【継続】

県内の発注機関、建設関係団体、資材業者団体で組織される「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を活用し、円滑な連携体制を確保する。

◇地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保【継続】

災害発生時の様々な事態を想定し、地域建設企業等との防災協定に基づく訓練等により緊急時に備える。